

周波数オークションの導入に関する提案募集への提案提出者一覧

提出者(計 34 件)			
No.	提出者名	No.	提出者名
1	個人	18	株式会社シー・ティ・ビー・エス
2	小森谷 和信	19	株式会社ニッポン放送
3	朝日放送株式会社	20	株式会社TBSテレビ
4	西日本電信電話株式会社	21	一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会
5	多田 光宏 (京都大学防災研究所)	22	スカパーJSAT株式会社
6	在日米国商工会議所	23	モトローラ株式会社
7	株式会社コミュニティエフエムはまなす	24	池田 信夫 (情報通信政策フォーラム理事)
8	米国政府	25	個人
9	SES WORLD SKIES	26	株式会社TBSラジオ & コミュニケーションズ
10	個人	27	株式会社文化放送
11	讀賣テレビ放送株式会社	28	UQコミュニケーションズ株式会社
12	東日本電信電話株式会社	29	ソフトバンクモバイル株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンク BB 株式会社
13	社団法人日本民間放送連盟	30	KDDI 株式会社
14	ルート株式会社	31	株式会社 NTT ドコモ
15	梅本 聖 (ホワイト&ケース法律事務所)	32	株式会社ウィルコム
16	日本テレビ放送網株式会社	33	ENOTECH Consulting, LLC
17	山田 肇 (東洋大学経済学部)	34	イー・アクセス株式会社

提案提出元	個人
-------	----

項目	ご意見	
1. 周波数オークションを導入する際に検討すべき論点についてどのように考えるか。	ア) 国民すべてへの公平性の確保	
2. 論点に対してどのように考えるか。	番号	ご意見
	ア)	今回の地震でも解ったように、被災者にとって本当に必要な情報は、見ることの出来ないテレビ報道ではなく、知人などお互いの情報交換が出来る携帯電波が最も重要な手段であると思う。
	ア)	しかし、現状というと現在のテレビ番組は格安?の外国番組・格安ひな壇芸人のバラエティ放送・何度も行われるドラマの再放送・特筆すべきは、営利目的の通販番組・・・格安電波料にて国民の財産でもある、公共電波を垂れ流し状態で使用させている。
ア)	オークション参加者は当然日本国籍を有するものだけに限り買い占めをさせないためにも、各参加者毎に電波量・期間を限定し利用状況に応じ再オークションを行い再割り当てを行う。	
3. その他 (留意事項や情報提供など)	最低制限価格については、同一規模数カ国の調査により決めればよい。	

提案提出元	小森谷 和信
-------	--------

項目	意見	
1. 周波数オークションを導入する際に検討すべき論点についてどのように考えるか。	ア 電波の遊休化防止策	
2. 論点に対してどのように考えるか。	番号	意見
	1	電波利用権を財産権として構築することにより、自由な経済活動を保障し、公正で能率的な電波の利用を図ることを目的とすべきだと思います。
	2	土地の所有権などの場合と同じく、一定の財産権の対価として授受される金銭として。国有財産の払下げの場合と同じです。なお、税とは、特別な給付に対する反対給付としてではなく課されるものであることから、税ではないと思われます。
	3	国家財政の透明性と柔軟性の見地から、予算単一の原則に従い、一般財源とすべきだと思います。
	4①	市場原理を最大限に活用するためには、対象はなるべく広いほうがよいと考えますが、まずは試験的に適当な対象に限って実施するというのもひとつの方法だと思います。
	4②	電波利用権は、土地所有権と同様の自由で強力な権利とするべく、期限を区切るべきではないと思うので、再免許というのは考えられず、オークションは初めの一回限りとするべきだと思います。
	5(1)①	土地バブル対策と同様の税制等の対策をとるべきだと思います。
	5(1)②	電波利用権の買占めは、私的独占禁止(独占禁止法第3条)に当たると考えられることなどから、独占禁止法により防止できると考えられます。
	5(1)③	憲法第29条第3項、土地収用法等が参考になると考えられます。
	5(2)①	電波の遊休化の防止や投機の抑制のため、電波を有効に利用する意思と能力のある事業者に限定するべきだと思います。

	5(2)②	入札代金額、対象となる周波数及び地理的範囲など。
	5(2)③	そのようなことは普通ないと思われませんが、あまり安く落札されても困るので、収益現価法等を用いて、一応最低価格を定めるべきだと思います。
	5(2)④	民事執行法等が参考になると思われま
	5(2)⑤及び⑥	NTT等の電気通信に関する施策等が参考になると思われま
	5(2)⑦	落札時に金銭で一括納付。
	5(2)⑧	代金を電波利用権として資産に計上する。土地と同様、減価償却はしない。ただし、一定の場合には、電波利用権の市場価値の変動を考慮する。
	5(2)⑨	独占禁止法、刑法等により十分防止できると思われま
	6	電波利用権を、土地所有権などと同じく、私的所有権絶対の原則の妥当する強力な権利として構築して市場原理を最大限活用するため、電波利用権は、無期限のものとするべきだと思います。したがって、転売の容認は、必須であると思
	7	電波行政にかかる費用を支弁するため、一定の利用料を徴収することは、受益者負担の見地から、可能であると思
	8①	電波利用権を財産権として構築するため、免許制度は、土地の登記制度に類する制度に整理し直すべきだと思います。
	8②	6についての意見で述べたとおり、無期限とするべきだと思います。
	9	電波は、国民の精神を媒体する有限希少な財であることから、現行制度と同様の外国資本規制を維持するべきだと思います。
	ア	電波利用権の遊休化を防止するため、電波利用権が遊休化している場合は、利害関係者の申立てにより、電波利用権の再オークションを行うことができる制度を設けるべきだと思います。
3. その他 (留意事項や情報提供 など)		このパブコメ募集は、論点が明確に提示されているので、とても意見が書きやすくて良いと思います。

提案提出元	朝日放送株式会社
-------	----------

項目	ご意見	
1. 周波数オークションを導入する際に検討すべき論点についてどのように考えるか。		
2. 論点に対してどのように考えるか。	番号	ご意見
	4	<p>放送は、災害時に防災放送の義務を負うなど公共的な役割を担って番組を編成し、報道活動を行っている。採算を度外視してこれらの活動を行うこともある放送事業者には、電波の経済的価値を反映した負担を求める周波数オークションの制度はそぐわない。</p> <p>また、周波数オークションにより電波利用料額が流動的になれば、デジタル化のためにすでに多大な設備投資を行っているテレビジョン放送事業者の経営への影響が大きい。これは、電波によって現在国民が享受している番組の内容が貧しくなったり、継続できなくなったりすることに通じるため、放送に電波を割り当てている目的から逸脱する結果になる。</p> <p>放送を行うために使用する周波数(報道番組用途や番組伝送に使用する周波数を含む)割り当てにおいては、周波数オークションによる事業者の選定手続きは適当でない。</p>
3. その他 (留意事項や情報提供など)		

提案提出元	西日本電信電話株式会社	
項目	意見	
1. 周波数オークションを導入する際に検討すべき論点についてどのように考えるか。	メリットとデメリットを諸外国の動向を踏まえオープンに議論して頂く事を要望致します。	
2. 論点に対してどのように考えるか。	番号	意見
	3. 一般財源か 特定財源か	現行の電波利用料の趣旨に賛成します。無線局から徴収される費用が電波関連以外に使われる場合には、慎重な議論を要望します。
	4. 対象範囲	<p>(1) 複数の免許人で共用できる周波数帯について マイクロ無線方式などは複数免許人間で電波干渉調整を行い、同一周波数を有効利用している現状であることからオークション制度にはそぐわないと考えます。</p> <p>(2) 公共性の高い無線局について 弊社は「日本電信電話株式会社等に関する法律（第3条）」により、山間地や離島などへ電気通信サービスをユニバーサルサービスとして公平かつ安定的に提供する責務があります。 更に「災害対策基本法（第2条）」による指定公共機関として、内閣総理大臣から指定を受けております。 この為、採算の難しい山間地や離島などへのエリアへは、ルーラル加入者無線、マイクロ固定局及び、地球局等を用いて電気通信サービスを提供しており、併せて、災害時等の対応に災害対策用通信の無線局を備えております。 これらの無線局は通常の市場活動を越えた無線局であることからオークション制度にはそぐわないと考えます。</p> <p>(3) 再免許時のオークション実施について 上記無線局は、法令などに基く責務のある無線局として安定したサービス提供を行う必要があります。再免許時のオークション実施は行わべきでないと考えます。</p>
	6. 二次取引	落札額の高騰を招き、安定したサービス提供の支障となる可能性がある事から、二次取引の禁止を要望します。
3. その他 (留意事項や情報提供など)		

提案提出元	多田 光宏（京都大学防災研究所）	
項目	ご意見	
1. 周波数オークションを導入する際に検討すべき論点についてどのように考えるか。	<p>新たに加えるべき論点</p> <p>ア. 周波数オークションの落札価格に上限を設けるべきか</p> <p>イ. 周波数オークションをいつから始めるべきか</p>	
2. 論点に対してどのように考えるか。	番号	ご意見
	1	<p>①電波の割り当ての公平性</p> <p>外国ではオークションで兆円単位の価格がつくほど価値のある電波をどの企業に無料で割り当てるかを総務省の判断に任せるのは極めて不公平である。オークションならば行政の介入する余地がほとんどなく非常に透明性が高く公平である。</p> <p>②効率的に電波を使用する企業に割り当てられる</p> <p>日本で周波数オークションを行うと、おそらく今までの電波利用料よりも携帯電話会社の負担は大きくなるだろう。電波の使用の負担が今までより大きくなることによって最も電波を効率的に使える業者が落札すると思われるので、貴重な資源である電波がより効率的に活用されることになる。</p> <p>③新規参入と競争の促進</p> <p>オークションを行えば、総務省の美人投票よりも新規参入が増える可能性が高くなる。そうなれば競争も促進され、携帯電話産業もより安く便利になることが期待できる。</p>
	2	電波を利用する権利を借りるために払込金が必要
	3	落札価格が非常に大きくなることが予想されるので、一般財源化すべき。また東日本大震災の復興のために莫大な予算が必要になることが予想される中、一度に兆単位の予算が得られることが期待できる周波数オークションによる財源を一般財源にしない事は考えられない。

項目	ご意見	
2. 論点に対してどのように考えるか。	番号	ご意見
	4	<p>①競願が発生する無線システム全て（携帯電話、放送、人工衛星等）を対象とするか。</p> <p>少なくとも周波数が空き、新規に割り当てを行う場合は基本的にすべて行うべき</p> <p>②再免許時にオークションを行うか。</p> <p>一旦割り当てた周波数がそのままずっと割り当てになると、それが既得権になり、電波を効率的に使おうというインセンティブがなくなるので、更新時にも行うべき</p>
	5	<p>(1)①落札額が高騰しないか。</p> <p>世界中で落札価格が高騰した事例は特に近年ではほとんどないので心配ないと思われる。</p> <p>(1)②公正な競争が歪められないか(特定の有力事業者による買い占め等)</p> <p>周波数を複数のスロットにわけて一スロット一社に制限したり、地域ごとに分けて制限するなど大手の買い占めを制限する方法はすでに外国での事例がある。</p>
	6	<p>二次取引は認めるべき。二次取引を認めることによって、最初に落札した企業が事業に失敗しても、電波を転売することによって、電波が有効利用されやすくなる。</p>
	7	<p>電波利用料は廃止して、混信対策などの予算が必要な場合に 応じて一般会計から出す。</p>

項目	ご意見	
2. 論点に対してどのように考えるか。	番号	ご意見
	8	<p>②免許の有効期間（現行5年）の見直し</p> <p>免許の有効期間の長短よりも電波の転売を認めることが重要</p>
	9	<p>・ボーダフォンのように外資系企業が携帯電話事業に参入していた実績があるので外資系企業も認めるべき。</p>
	ア	<p>周波数オークションに千億円の上限を設けようという案があるようだが、絶対に上限を設けるべきではない。上限を設けると入札価格が上限で揃い、結局美人投票になる。オークションの意味が全くなくなる。移行費用が必要なら落札価格の一部から出せば良い</p>
イ	<p>日本は周波数オークションについては世界から相当出遅れている。来年空く900MHzから早速オークションを開始すべき。</p>	
3. その他 (留意事項や情報提供など)	<p>(本人の了承があれば) 池田信夫先生が意見を述べる機会を作ってください。</p>	

提案提出元	在日米国商工会議所	
項目	ご意見	
1. 周波数オークションを導入する際に検討すべき論点についてどのように考えるか。		
2. 論点に対してどのように考えるか。	番号	ご意見
	1	<p>ACCJは、オークションによる新たな電波の割り当ては各社が電波を有効活用するうえで最適な方法であると考えます。また、オークションは、業界にとっても入札者にとっても最も透明性の高い方法です。ACCJ はこれまでもビューティーコンテストと呼ばれる従来の日本の電波割り当て方法における透明性の問題を指摘してきました。この問題を解決することは、結果として、日本の新規参入者のみならず海外投資家の日本市場に対する関心を高めることとなります。</p> <p>インターネット・エコノミー白書より:「技術が急速に変化し、複雑化する環境下では、政府よりも市場のほうが最も効率的な電波利用を図ることに適している。電波利用に柔軟性を確保する一つの手段は、利用の制約を緩和し、市場の参加者に最適な用途を決めさせることである。」</p>
	4①	<p>政府が適切なルール設定を行うことで、オークションは新たな電波を割り当てるための最適な方法となります。したがって、ACCJ は日本政府がオークションを規定の方法として採用し、電波を割り当てるべきだと考えます。</p>

項目	ご意見	
2. 論点に対してどのように考えるか。	番号	ご意見
	4②	既存の事業者が所定の要件を満たしていれば継続して電波を利用するものとし、新たに空いた電波の割当てに対してはオークションが行われるべきであると考えます。一方で、日本政府は現行の5年の免許期間を柔軟に延長し、事業活動を行いやすくするべきであると考えます。
	5(1)、 (2)	ACGJは、日本国民の利益を鑑み、最善のオークション実施手法を選ぶべきだと考えます。周波数オークションは大部分のOECD加盟国で広く採用されています。日本政府はそれらの経験から学ぶことができ、日本にとって最善の方法をとることができます。
	6	ACGJは、日本政府が柔軟な電波利用を促し、最新の技術を導入するためにも電波の二次取引を認めるべきだと考えます。 インターネット・エコノミー白書より:「既存の電波も含めて新たに割り当てた電波には、柔軟な利用目的変更を可能にすることと、電波の二次取引ができるようにすることも整備すべきと考える。」
	7	ACGJは、電波を最大限に有効利用するために、オークションで新たに空く電波を割り当てるべきだと考えます。一方で、現行の電波利用料は見直し、電波の有効利用に対するインセンティブとペナルティを課してはどうかと考えます。 インターネット・エコノミー白書より:「電波利用料の設定に関わる日本の現行メカニズムでは、免許取得者に最も効率的に電波を利用することを促す強力なインセンティブを与えていない。電波を効率的に使用していない免許取得者にはその費用が負担として課されるべきであり、それによって政府への電波返上や電波をより効率的に利用できる第三者への転売を促すインセンティブが働くべきである。」

項目	ご意見	
2. 論点に対してどのように考えるか。	番号	ご意見
	8②	ACCJ は日本政府が免許期間を見直し、柔軟性を高め、事業者が継続して事業ができるようにすべきだと考えます。
	9	ACCJ は、外国企業が自由に投資できることを強く望みます。既に、電気通信事業において外国資本の規制緩和は行われている。われわれは、このオープンなポリシーが維持されることを求めます。
3. その他 (留意事項や情報提供など)	<p>技術要件の規制緩和: 電波を取得した事業者は、その電波を有効活用するために必要な技術を自由に選べるようにすべきである。</p> <p>インターネット・エコノミー白書より:「技術が急速に変化し、複雑化する環境下では、政府よりも市場のほうが最も効率的な電波利用を図ることに適している。電波利用に柔軟性を確保する一つの手段は、利用の制約を緩和し、市場の参加者に最適な用途を決めさせることである。」</p> <p>早期導入: ACCJ は日本政府が速やかにオークションの制度設計・法改正を進め、早期に導入し、オークションによる国庫収入の拡大を図るべきだと進言します。</p>	

提案提出元	株式会社コミュニティエフエムはまなす
-------	--------------------

項目	ご意見	
1. 周波数オークションを導入する際に検討すべき論点についてどのように考えるか。	そもそも社会的役割の大きい放送分野においてオークション制度を導入することが相応しいとは考えません。	
2. 論点に対してどのように考えるか。	番号	ご意見
	4	コミュニティ放送は対象にしないで頂きたい。(運営できなくなる可能性がある。)
3. その他 (留意事項や情報提供など)		

提案提出元	米国政府
-------	------

項目	ご意見	
1. 周波数オークションを導入する際に検討すべき論点についてどのように考えるか。		
2. 論点に対してどのように考えるか。	番号	ご意見
	1と4	<p>「周波数オークションの導入に関する論点」で示している、商用周波数のより効率的な割当を確実にするための取組を米国政府は強く支持する。商用周波数の割当は、競争やイノベーションの促進を目的として、客観的かつタイムリーに、そして透明性、非差別性、技術中立性を確保した形で実施されるべきである。これまで日本政府が採用してきた「美人コンテスト」なる手法は、特定の技術やサービス供給者への選好を疑わせるものであり、革新的供給者の市場参入を妨害してきたとも言えるだろう。今後数年間に利用可能となる700メガヘルツ帯および900メガヘルツ帯の周波数帯を含む、地上波の周波数帯を商用利用者に割り当てる際には、日本政府はオークションなどの公平で市場志向型の手法を採用する権限を規制当局者に付与するよう米国政府は提言する。オークション制度を活用することで、次のことが推進される。(1) 特定周波数帯で採用可能な技術を規制当局者が評価するという、規制当局者には不適切な任務を行う必要があるという考えを排除すること、(2) 周波数の「在庫」を排除すること、(3) オークションを通して周波数が割り当てられた際、スワップ、サブリース、あるいは、「美人コンテスト」体制では適さないかもしれないその他の市場志向型の手法を通じてより効率的な周波数利用を促すこと。</p> <p>(仮訳：正文は英文)</p>

	5	<p>また、米国政府は日本政府と周波数オークション制度の設計や利用に関する経験およびベストプラクティスについて情報交換する機会を歓迎する。(仮訳：正文は英文)</p>
	9	<p>米国政府は、貴懇談会が免許に関して新たな外国投資規制を考慮する意思があることに注目する。現在、日本はWTO義務としてそのような規制を課しておらず、また新たに規制を課すことは新規のネットワーク構築に必要な投資を阻むことにもなるため、米国政府はいかなる新規制の採用も不必要であることを提言する。(仮訳：正文は英文)</p>
<p>3. その他 (留意事項や情報提供など)</p>	<p>(正文)</p> <p style="text-align: center;">Comments by the United States Government on the Agenda of the MIC Advisory Group on Moving Toward the Introduction of Spectrum Auctions in Japan April 8, 2011</p> <p>Item 1 (Objectives of Introducing Spectrum Auctions) and Item 4 (Where to Conduct Auctions)</p> <p>The United States Government is strongly supportive of the effort indicated in this agenda aiming to ensure more efficient assignment of commercial spectrum. The assignment of spectrum for commercial purposes should be carried out in an objective, timely, transparent, non-discriminatory, and technology-neutral manner, with the aim of fostering competition and innovation. Methods that the Japanese Government has used to date utilizing a “beauty contest” have raised questions regarding the preferences accorded to specific technologies and service suppliers and, arguably, have retarded the market entry of innovative suppliers. The United States Government urges the Government of Japan to empower regulators to have at their disposal impartial, market-oriented means, including auctions, to assign terrestrial spectrum to commercial users, including spectrum in the 700 MHz and 900 MHz bands that will become</p>	

available in the next few years. Use of auctions could help (1) avoid the perceived need for regulators to evaluate candidate technologies for specific bands, a task regulators are ill-equipped to perform; (2) avoid spectrum “warehousing;” and (3) once spectrum has been assigned through an auction, facilitate its more efficient use, through swapping, sub-leasing, or other market-oriented techniques that may not be appropriate to a ‘beauty-contest’ regime.

Item 5 (Auction Design and Implementation)

In addition, the United States Government would welcome the opportunity to exchange information with the Government of Japan on best practices and lessons learned regarding the design and use of auctions in spectrum assignment.

Item 9 (Other Issues – Restrictions on Foreign Investment)

The United States Government notes the advisory group’s intention to consider potential new restrictions on foreign investment regarding licensing. Given that Japan has no such limitations in its current World Trade Organization commitments and that imposing new restrictions would deter investment needed to build new networks, the United States Government respectfully suggests that any new restrictions would be unwarranted.

提案提出元	SES WORLD SKIES
-------	-----------------

項目	ご意見	
1. 周波数オークションを導入する際に検討すべき論点についてどのように考えるか。	<p>SES WORLD SKIES は、総務省が3-4GHz 周波数帯において第四世代移動通信サービスに適用されることのある、周波数オークションの原則について示した論点に関するペーパーにコメントする機会を歓迎します。</p> <p>SES WORLD SKIES は、New Skies Satellites B.V.とSES Americom, Inc.という2 の衛星事業者による統合された事業の名称です。両社は、ルクセンブルグで上場されているSES S.A.の完全かつ間接的な子会社です。SES WORLD SKIES は現在28 の静止衛星群を運用しており、世界中で多様な衛星通信サービスを提供しています。</p>	
2. 論点に対してどのように考えるか。	番号	ご意見
	1及び2	<p>オークションは衛星サービスのために周波数を配分するメカニズムとして適切なものではありません。多くの国は衛星用周波数をオークションにかけておらず、またかけるべきでない多くの理由があります。</p> <p>第一に、オークションにより周波数を効率的に配分するためには、オークションの対象である「権利」を十分に定義する必要があります。一般的に地上系サービスの周波数オークションについては、全国又は国内の適切に定義された地域を対象とする排他的権利をオークションによって付与することができます。</p> <p>しかし、衛星サービスの「権利」についてこれは当てはまりません。一国の衛星の周波数に対する権利は他国の主管庁との調整に服する国際的な優先権制度から生じます。したがって、オークションの価格を決定する上で周波数をどのような電力レベルで、どの地域について使用できるかを事前に明確に決定することはできません。このため、衛星用周波数のオークションは価格においても、周波数資源の分配においても効率的な結果をもたらしません。</p> <p>第二に、衛星サービスは国際的な性格をもつため、周波</p>

		<p>数オークションに相当ではありません。米国を例にとりますと、国際衛星サービスの周波数オークションは明示的に禁止されています(ORBIT Act)。特にC バンドを使用する衛星は、複数の国をカバーする、広い地域的電波ビームを発射します。日本が衛星用周波数をオークションするとしても、他国はオークションしない(現在のところ多くの国はオークションしていません。)ので、日本の衛星事業者は、周波数対価を支払わない他国の衛星事業者との間で競争的に不利な立場に置かれます。</p> <p>更にまた、日本が衛星用周波数をオークションし、他国が同様にオークションするとしみますと、衛星事業者(日本の事業者であるかないかを問わず)は、複数の国においてサービスを提供するために同一の周波数について何度も対価を支払う必要が生じます。そうなりますと衛星事業者には支えきれない負担となり、多くの事業者が業務を廃止する可能性が生じます。また、国際的な通信の貿易が阻害され、オークションが事実上の貿易障壁となります。</p>
	3	<p>総務省がC バンドの周波数を、衛星サービスを保護する透明かつ適切なルールなく第4 世代移動通信サービスにオークションするのであれば、オークション収入を、衛星利用者を他の周波数に移し、又は必要な緩和措置(シールドイング等)をとるための費用にあてるべきです。</p>
	4	<p>上記のとおり、総務省は周波数オークションを地上系サービスに限定するべきです。</p> <p>この点で、SES WORLD SKIES は日本が3600-4200MHz帯(Cバンド)の周波数を地上系の第4 世代移動通信サービスのためにオークションすることを検討中と承知しています。ご存知のようにC バンドの割当は固定衛星サービス(FSS)との共用(co-primary)ベースとなっています。</p> <p>SES WORLD SKIES は、第4 世代移動通信サービスのためにCバンド周波数をオークションする前に、C バンド</p>

	<p>を使用するFSS を保護するための透明かつ適切なルールが設定されるべきと考えます。</p> <p>C バンド周波数を使用する衛星は日本に対し、国際電気通信、衛星ニュース収集、ビデオ提供及び配信を含む多くの重要なサービスを提供しています。日本の顧客は継続的にC バンドの一時利用サービスを利用しています。また、日本でC バンド周波数は、地上及び海上移動衛星サービス(MSS)の提供のためのフィーダー回線としても利用されています。</p> <p>これらの C バンド衛星サービスは、天災(例えば最近の日本における悲劇的地震と津波)が移動通信網や海外と日本を結ぶ海底ケーブルに打撃を与えて地上系通信に障害をもたらすような場合に特に重要です。地上系通信網が停止した場合、衛星通信は、しばしば救援や家族同士の連絡のための通信を確保する上で第一義的かつ最速の手段です。</p> <p>このような理由から、C バンドでの第4 世代移動通信サービスは、重要な衛星通信を共用のため保護する適切かつ透明なルールが定められるまで導入されるべきではありません。2007 年と2010 年のITU の研究(注1)によれば、同一バンドでFSS 地球局を移動サービスから保護するためにはかなりの距離を置く必要があることを示しています。C バンドを受信する地球局は宇宙からのシグナルを受信するように設計されており、地上からの混信に極めて弱いのです。</p> <p>ある国においては、FSS 地球局を保護するための隔離距離として20 キロメートル(ガードバンド付きの隣接バンドを運用する場合)から150 キロメートル以上(共有周波数の場合)を置くべきとしています。(注2)このようなサイズの隔離距離を置くとすれば日本において第4 世代移動通信でC バンドを使用する可能性は限定されることとなります。SES WORLD SKIES は、総務省に対し、FSS</p>
--	---

		<p>と移動用局との間で適切かつ透明な共有ルールを導入するための協議を別途お願いいたします。SESWORLD SKIES は、このため喜んで協力し情報をご提供するつもりです。</p> <p>(注 1) Report ITU-R M.2109 (2007), Report ITU-R S.2199 (2010)</p> <p>(注2) Report ITU-R S.2199, at Annex D</p>
	5	<p>上記のとおり、SES WORLD SKIES は、オークションは衛星サービス用周波数を割り当てるためのメカニズムとして適当でないと考えます。そのため、地上系サービスのための制度設計についてはコメントはありません。SES WORLD SKIES としては、オークションのベスト・プラクティスを導入し、よくある問題点を回避するため、国際的な経験を考慮されるよう要望します。</p>
	6	<p>SES WORLD SKIES は、地上系サービス用周波数の二次取引について特にコメントはありません。なお、衛星については卸売り及びリセールの市場が発展しています。</p>
	7	<p>SES WORLD SKIES は、電波利用料制度との関係についてコメントはありません。ただし、一般的に免許人は1回を超えて周波数のための支払を求められるべきではないと考えます。</p>
	8	<p>SES WORLD SKIES は、オークションで落札した周波数と免許制度との関係についてコメントはありません。</p>
	9	<p>SES WORLD SKIES は、地上系サービスにおける周波数オークションへの外国資本の参加についてコメントはありません。ただし、一般的に外国資本の参加の制限は極めて資本集約的な通信セクターにおいて資本へのアクセスを制約することにつながると考えます。</p>
3. その他 (留意事項や情報提供など)		

提案提出元	個人
-------	----

項目	ご意見	
1. 周波数オークションを導入する際に検討すべき論点についてどのように考えるか。	<p>透明性・公正な競争を歪められないよう考慮すべき</p> <p>ア. 加入者一人当たりが使用できる帯域の公平性</p> <p>イ. 特定の有力事業者による買占めが起きないように考慮</p> <p>ウ. 透明性が高く公正な市場原理の導入</p>	
2. 論点に対してどのように考えるか。	番号	ご意見
	5(1)① 及び②	<p>5MHz 単位での周波数ブロックの設定</p> <p>割り当て可能最大ブロックの限定</p> <p>入札可能ブロック数の限定で課題回避すべき</p>
	5(2)①	<p>財務内容による参加資格制限や補償金の設定などで</p> <p>割り当て後の倒産などの問題を回避すべき</p>
	5(2)④	<p>添付資料にて記述</p>
3. その他 (留意事項や情報提供など)	<p>運用システム(LTEなど)と割り当てが国際的な(LTEなどの)市場と最大限合致し、メリットが最大になるよう考慮すべき</p> <p>※個人見解の為、氏名に関する個人情報については非公表とさせていただきます。</p>	

5 制度設計

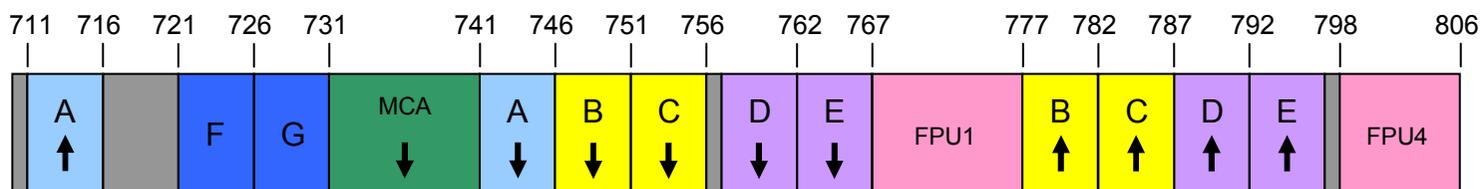
(2) 具体的な実施方法をどのようにすべきか。

④ 入札方法、入札状況の公表方法等(システム開発を含む。)

案

-
1. オークションに先行して11の周波数ブロックを設計(※スライド2以降に記載)
 - a. 運用システム(LTEなど)と国際的な市場と該当周波数帯で合致
 - b. a.の条件で世界の市場性が最大限になるよう配慮
 2. 最低落札価格の設定(※5(2)③)
 3. 割り当てを希望する事業者に対し割り当て可能最大ブロックを以下に限定(※5(1)②、5(2)①)
 - a. 加入者数2000万以上 3ブロックまで
 - b. 加入者数1000万以上2000万未満 2ブロックまで
 - c. 加入者数1000万未満 1ブロックまで
 4. 入札は複数回行う
 5. 一回の入札で入札可能なブロック数は2ブロックまでにする(※5(1)①の回避)
 6. 割り当てを希望する事業者はブロック毎にブロック名と金額を記載する(※5(2)②)
 4. 希望が重なった周波数ブロックに対して落札者を決定
 5. 初回の入札から漏れた空きブロックに対して2回目の入札
 - a. 初回の入札で割り当て可能最大ブロック分を落札した事業者は2回目以降の入札権利なし
 - b. 初回の入札で割り当て可能最大ブロック分に満たないブロック数を落札した事業者は残りの入札権利分のブロック数入札可能
 6. 以後繰り返し
 7. 最終的に空きブロックが発生した場合は、割り当て可能最大ブロック制限を外して全ての希望事業者で入札
-

700MHz Band Plan



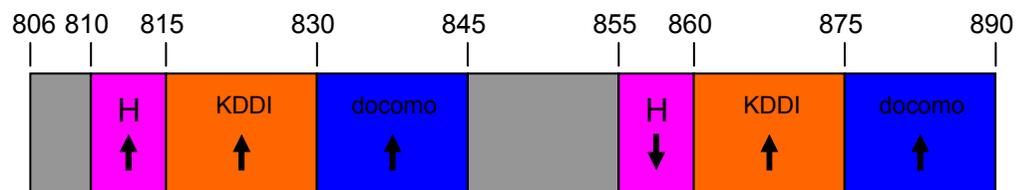
	Frequency (MHz)		Bandwidth (MHz)	Duplex Mode	Compatibility
	Uplink	Downlink			
Block A*1	711-716	741-746	10 (5MHz x 2)	FDD	USA700(B12,B17), China700
Block B	777-782	746-751	10 (5MHz x 2)	FDD	USA700(B13)
Block C	782-787	751-756	10 (5MHz x 2)	FDD	USA700(B13)
Block D	787-792	757-762	10 (5MHz x 2)	FDD	USA700(B14)
Block E	792-798	762-767	10 (5MHz x 2)	FDD	USA700(B14)
Block F*1,*2	721-726		5 (5MHz x 1)	TDD	India700, (China700)
Block G*2	726-731		5 (5MHz x 1)	TDD	India700, (China700)

*1 放送システムとの干渉がある為、51ch、52hで放送サービスを行っている地域は新システムの運用を禁止する等の措置が必要

*2 TD-LTEまたはITSでの運用を想定

	Frequency (MHz)	
MCA	731-741	900MHz帯MCA移行と同時に800MHz帯MCAを同帯域に移行し、800MHz帯に新帯域を確保する
FPU1	767-777	FPU2帯は廃止 FPU1帯を同帯域で運用
FPU4	798-806	FPU4帯は保持 FPU4帯をサポートしているシステムは移行費用負担対象外

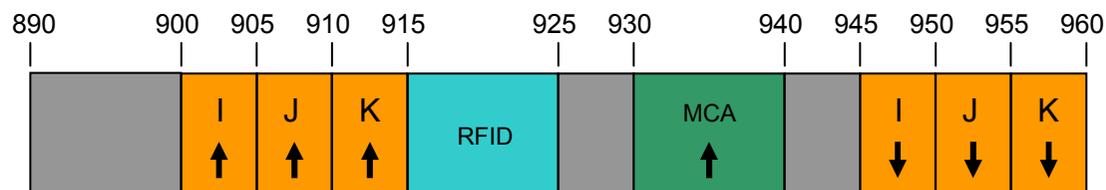
800MHz Band Plan



	Frequency (MHz)	Bandwidth (MHz)	Duplex Mode	Compatibility
Block H	Uplink	Downlink		
	810-815	855-860	10 (5MHz x 2)	FDD LowerE850

	Frequency (MHz)	
MCA	731-741	900MHz帯MCA移行と同時に800MHz帯MCAを同帯域に移行し、800MHz帯に新帯域を確保する

900MHz Band Plan



	Frequency (MHz)		Bandwidth (MHz)	Duplex Mode	Compatibility
	Uplink	Downlink			
Block I*3	900-905	945-950	10 (5MHz x 2)	FDD	EU900(B8)
Block J	905-910	950-955	10 (5MHz x 2)	FDD	EU900(B8)
Block K	910-915	955-960	10 (5MHz x 2)	FDD	EU900(B8)

*3 2012年から使用可能

	Frequency (MHz)	
MCA	930-940	900MHz帯MCAを移行し、900MHz帯にBAND8互換帯域を確保する
RFID	915-925	

700-900MHz帯域全体で新たに11ブロック100MHzの帯域を創出

■ 700MHz帯において合計60MHzの通信事業向け周波数を確保

- 内訳 FDD用に50MHz、TDD又はITS用に10MHz
BlockA~Gの全7ブロックを設定
BlockA LTE700の最大市場である北米700(AT&T)とLTE、中国700MHz案と互換性
BlockB,C LTE700の最大市場である北米700(VerizonWireless)とLTEで互換性
BlockD,E FCCオークション92ブロックDと互換性あり
BlockF,G 世界市場1位、2位の中国、インドとTD-LTEでの互換性を期待

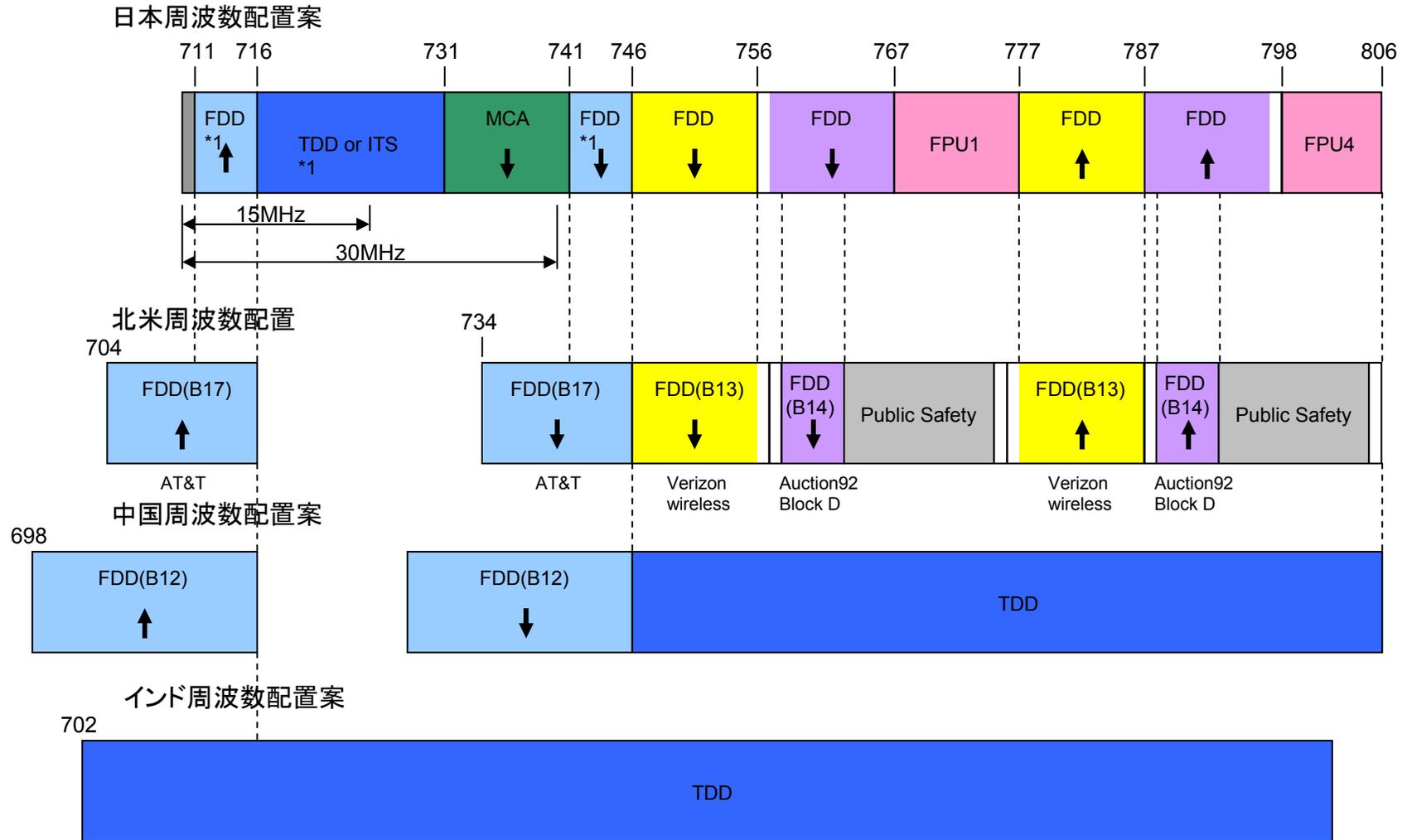
■ 800MHz帯において合計10MHzの通信事業向け周波数を確保

- 内訳 FDD用に10MHz
BlockH LowerE850(南米市場)との互換性

■ 900MHz帯において合計30MHzの通信事業向け周波数を確保

- 内訳 FDD用に30MHz
BlockI,J,K 欧州900とHSPA+及びLTEで互換性あり

参考：世界最大市場と次世代システム(LTE)で最大限の互換性を確保する為に



※700MHz帯をAWF案ではなく北米案としている理由

**AWF配置は中国、インド、米国、欧州の何処とも合っていない
しかも、日本はLTE、他のアジア諸国はHSPA+になってしまう可能性が高い**

1. AWF配置はアジアの巨大市場中国、インドと整合がとれていない
2. AWF配置を指示しているTelestraは非常に小さなキャリアであり、このキャリアの市場としてはとても大きいとは言えない。
しかもTelestra自身LTEでは無くHSPA+を採用してしまう可能性がある。
他のアジア諸国も設備投資の少ないHSPA+へ向かう可能性は高い。
3. 国内の主要キャリアが同帯域を使う場合LTEの可能性が高い。
そうなった場合、配置をそろえてもHSPA+とLTEではシステムが異なる。
4. FDDのLTEを700MHzという条件において、積極推進している一番大きな市場は北米
5. グローバルメーカーのスマートホン対応周波数は、
基本的に北米と欧州という地域に向けてリリースしている。
6. LTE (FDD)のグローバルホンでのLTEミニマムセットの周波数バンドは、
北米700、欧州800/1800/2600である。
中国、インドと合わず、北米700とも合わないAWF配置でのLTE端末を
相手にするメーカーは少ないと思われ、少なくとも700でFDDのLTEを考えるならば、
北米か欧州と合っていなければグローバルのLTEとは言えない。
7. 中国、インドを除くAWF配置を持つアジアの国からiPhoneのような端末が
生まれる可能性は極めて低い

提案提出元	読賣テレビ放送株式会社
-------	-------------

項目	意見
1. 周波数オークションを導入する際に検討すべき論点についてどのように考えるか。	
2. 論点に対してどのように考えるか。	<p>意見</p> <p>1 導入目的に①「公共財としての周波数の利活用に資する」を加え、②「国民共有の財産を国民全体のために活用」、③「免許手続きの透明性の確保」の3点を主たる導入目的とする。従って、特に①、②の観点から、周波数を使用する事業の公共性や地域性、更に文化性（項目9と関連）を阻害しないことが極めて重要と考える。一方、「電波の経済的価値を反映した負担を求めることに電波の能率的な利用」や「新たな財源とする」などは導入による副次的な効果であり、主たる導入目的としては相応しくないと考えます。</p> <p>2 電波利用料の一部とする。</p> <p>3 上記項目1、2との関連から、国民全体の公共的な目的を用途とした一般財源とすることが適当と考える。</p> <p>4 公共性や安定性（継続性）、エリアの地域性、文化の保持・発展などに果たす役割が大きい事業（例；基幹放送）の周波数は対象としない。</p> <p>5 項目1の①の趣旨を担保する制度とすべき。</p> <p>6 二次取引（転売）は原則禁止とする。</p> <p>7 電波利用料制度の機能の一部とする（次期電波利用料で取り入れられたような、特定ケースに限定した役割とする）。</p> <p>8 現在、例えば読売テレビは地上デジタル放送を行うための放送局免許だけでおよそ160の免許が必要となっていることなどを念頭に、オークション導入が免許制度（及び有効期間）とそれに基づいている事業を阻害したり、混乱させることがないように</p>

		最新の注意を払った事前整理が必要と考える。
	9	外資規制の対象とする。
3. その他 (留意事項や情報提供など)		

提案提出元	東日本電信電話株式会社
-------	-------------

項目	意見	
1. 周波数オークションを導入する際に検討すべき論点についてどのように考えるか。	<p>①先行導入している諸外国の状況把握を十分に行い、メリット・デメリットを明確にし、国民の不利益とならない仕組み作りを論点に検討を要望致します。</p> <p>②オークション導入により、電気通信サービスを公平かつ安定的な提供の妨げとならないよう、慎重な議論を要望します。</p>	
2. 論点に対してどのように考えるか。	番号	意見
	3.一般財源か 特定財源か	<ul style="list-style-type: none"> 電波利用料制度は電波利用共益費を受益者が分担し、用途を特定している現行の考え方に賛成致します。従って現行の考え方を変更する場合は慎重な議論を要望します。
	4.対象範囲	<ul style="list-style-type: none"> マイクロ無線方式など、周波数を共用して有効利用を図って運用している無線局などは、オークション制度には適さないと考えます。 弊社が提供している採算が難しく公共性が高い、離島・山間部のエリアの無線局や災害対策機器などの無線局はオークションの対象とすべきではないと考えます。 さらに上記無線局は、法令等に基づく責務のある無線局として運用していることから、安定したサービス提供継続のため、再免許時のオークションを行うべきではないと考えます。
	6.二次取引	<ul style="list-style-type: none"> 落札額が高騰する要因となり、国民共有の財産を国民全体のために活用することの弊害となることが想定されるため、二次取引は認めるべきではないと考えます。
3. その他 (留意事項や情報提供など)		

提案提出元

社団法人日本民間放送連盟

項目	意見
<p>1. 周波数オークションを導入する際に検討すべき論点についてどのように考えるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「放送」は、国民の知る権利に応じて健全な民主主義社会の発展に寄与し、非常災害時などにはライフラインとして情報伝達を行うという、極めて重要な公共的役割を担っています。このため、放送法にもとづく「放送普及基本計画」により、国が置局政策を定めています。 ・ 例えば、今般の東日本大震災および福島原発事故にあたり、ラジオ・テレビの民放各局は地震発生以降、不休で取材および情報収集を続け、長期間にわたり緊急報道番組を放送し、被災者・国民への情報提供に努めています。特に被災地の民放各局は、被害に遭いながらも親局の放送を維持するとともに、停波した中継局の迅速な復旧に全力を尽くしました。 ・ 「放送」の公共的役割を果たすためには、国の責務として、「放送用」および「放送事業用」の周波数を確保したうえで、低廉なコストで電波を利用できるよう配慮することにより、放送番組を国民に確実に届けられるよう保障することが肝要と考えます。

	番号	意見
2. 論点に対してどのように考えるか。	4. 対象範囲 ①競願が発生する無線システム全て(携帯電話、放送、人工衛星等)を対象とするか。	<ul style="list-style-type: none"> ・「1.」で述べたとおり、公共的役割を担う「放送」については、周波数オークションによる事業者選定はなじまないため、同制度の対象にすべきでないと考えます。 ・放送事業者は、番組を迅速かつ確実に視聴者に届けるため、自らが免許を持ってFPUや連絡無線、番組中継用固定回線等の「放送事業用無線局」を「放送」と一体不可分のものとして日常的に運用しています。したがって、「放送」に加えて「放送事業用無線局」についても、周波数オークションの対象にすべきでないと考えます。
	4. 対象範囲 ②再免許時にオークションを行うか。	<ul style="list-style-type: none"> ・放送局の再免許時に周波数オークションを実施することは、国内のみならず諸外国においても適用事例はないものと認識しており、「放送」については新規免許・再免許を問わず、周波数オークションの対象にすべきでないと考えます。
	7. 電波利用料制度との関係	<ul style="list-style-type: none"> ・一部の周波数について周波数オークション制度の導入を検討するとしても、我が国で初の試みであることから、まずは限定的・試行的なものと捉えたうえで検討を開始すべきと考えます。 ・現在の電波利用料制度は、電波利用共益費用の性格と電波の経済的価値の反映のバランスについて、長年の議論を経て一定のコンセンサスに至ったものであり、こうした限定的・試行的な周波数オークション制度の議論と連動して電波利用料制度を検討することは適切さを欠くばかりでなく、無用の混乱を招きかねないため、避けるべきと考えます。
3. その他 (留意事項や情報提供など)	特になし	

提案提出元	ルート株式会社
-------	---------

項目	ご意見	
1. 周波数オークションを導入する際に検討すべき論点についてどのように考えるか。	<p>周波数オークションの導入には、賛成であるが、その継続的運用、導入による効果を得るためには、以下の論点について検討すべきである。</p> <p>1. 利用用途、事業許認可と、電波資源の管理の分離</p> <p>従前より我が国の電波利用では、電波資源の割当とその利用用途、事業許認可が一体となり、管理運営されている部分が多い。</p> <p>たしかに、ITUにおける電波用途割当の大枠は存在するが、これは、用途の大枠であり、個々の利用事業やその許認可とはバンドルされていない。</p> <p>ここ数年の電波割当では、TD-CDMA、地域 WiMAX、モバイル放送(衛星)等で、初期に免許等が割り当てられた電波利用者による事業が継続しない、またはその導入に時間がかかる等により、事業の継続疑義が生じ、結果として電波資源の死蔵期間が生じている。</p> <p>昨今の技術革新の早さにより、電波利用は、数年で常に新しい技術が生まれるとともに、ニーズの多様化も発生している。</p> <p>そこで、今回の検討においては、根本的な電波割当として、電波資源の割当て、配分を行なう行政機能と、これを利用する事業等の管理、許認可を行なう行政機能を分離する制度設計を行なうことが重要である。</p> <p>また、電波資源の割当を受けた者が、技術革新や事業環境の変化に対応することが可能なように、技術中立性を担保し、周波数オークションの参加、実施で必要以上の技術基準へのバインドを行なわないことが望ましい。</p>	
2. 論点に対してどのように考えるか。	番号	ご意見
	5	制度設計として、利用用途、事業許認可と、電波資源の管理の分離を検討すべきである。
	6	事業環境の変化、技術革新に柔軟な対応をし、電波資源の死蔵を避けるためには、二次取引を認めるべきである。

3. その他 (留意事項や情報提供 など)	
-----------------------------	--

提案提出元	梅本 聖（ホワイト&ケース法律事務所）
-------	---------------------

項目	ご意見	
1. 周波数オークションを導入する際に検討すべき論点についてどのように考えるか。	<p>以下の論点についても、あわせてご検討ください。</p> <p>2 払込金の法的性格</p> <p>ア オークションで獲得した周波数の権利(利益)の法的位置づけはどのようなものか。(一種の債権か、あるいは特許や許可とみるか。特許・許可等とする場合、対人許可か、あるいは対物許可かなど。)</p> <p>4 対象範囲</p> <p>ア オークション導入前に開設されている既存の無線局についても、オークションの対象とするか。</p> <p>5 制度設計</p> <p>(1)懸念事項</p> <p>ア 消費者にオークションの価格が転嫁されないか。</p> <p>イ オークションで獲得した周波数が未使用や有効に活用されない事態にどのように対処するか。(電波法1条「能率的な利用」の確保)</p> <p>(2)実施方法</p> <p>ア 本格導入前に小規模なオークションを試行するか。</p> <p>イ 量的規制(マクロキャップ)を行うか。(5(1)②と関連)</p> <p>ウ オークションは誰が実施するか。(本省か、免許手続きとあわせて各地方総合通信局が行うのか、あるいはそれ以外か。公正を期するために第三者を関与させるかなど。)</p> <p>エ 支払いは、一括払いか、あるいは年・月払いとするか。</p> <p>6 二次取引</p> <p>ア 転売のほかに、転貸、担保、信託などの目的とする余地を認めるか。</p>	
2. 論点に対してどのように考えるか。	番号	ご意見
	2ア、3、	オークションで得た権利ないし利益の法的性格について、整理が必要。たとえば、私有財産のひとつとみるのか、あるいは

	5(2) ⑧、6ア	特許・許可とするか、対物許可か対人許可かなどの切り分けによって、民間の会計処理や国の歳入(登録免許税など)のあり方も変わってくるし、また、譲渡や承継、二次取引などの収益処分することをどの程度認めるのかといった問題を議論する前提となる。
	6ア	たとえば、担保権が設定できるのであれば、オークションの資金調達が容易になることが見込まれる。この場合、放送局が得た周波数の権利についても、放送局の設備と同様に工場抵当法の対象とする方法も考えられる。
	5(1)イ、 5(2)エ	オークションの払込金を一次払い(落札後に全額支払い)とした場合、有効に利用されない周波数が、転売目的などで、そのまま塩漬けにされるおそれがある。特許や商標の「年金」のように、毎月あるいは毎年一定額を支払う方法であれば、有効に利用されない周波数を回収できる余地が広がる。
3. その他 (留意事項や情報提供 など)		

提案提出元

日本テレビ放送網株式会社

項目	ご意見	
<p>1. 周波数オークションを導入する際に検討すべき論点についてどのように考えるか。</p>	<p>放送は、放送法第一条で「放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ることを目的とする」とある通り、公共的な役割を担っている。特に基幹放送は、番組調和原則や番組種別の公表、災害放送など、高い公共性が求められており、あわせてマスメディア集中排除原則や外資規制などの規制も課せられている。この点を踏まえて検討すべきと考える。</p> <p><u>日本テレビは、東日本大震災の発生後直ちに緊急報道特番を編成し、被災・安否情報、交通情報や福島第一原発事故などの最新情報を CM なしで2日半にわたり伝え続けた。その後も随時、報道特番を放送している。震災報道に欠かせない被災地・関係行政機関・東京電力などからの中継や、映像の伝送に放送事業用周波数を活用している。</u></p> <p><u>また、停波した中継局の早期復旧に努めるなど、ライフラインとしてのテレビの役割を十分認識し、実行している。</u></p>	
<p>2. 論点に対してどのように考えるか。</p>	番号	ご意見
	4. 対象範囲	<p>「1.」で述べた理由から、放送は市場原理とは相容れないものであり、放送用周波数を周波数オークションの対象に含めることは適当でない。</p> <p>また、放送事業用周波数についても、放送と一体のものであることから、周波数オークションの対象にすべきではない。</p>
	7. 電波利用料制度との関係	<p>放送は周波数オークションの対象に含めないという理由から、放送は従来どおりの電波利用料制度の適用を受けると考える。</p>
<p>その他 (留意事項や情報提供など)</p>	<p>特になし</p>	

提案提出元	山田 肇（東洋大学経済学部教授）
-------	------------------

項目	意見	
1. 周波数オークションを導入する際に検討すべき論点についてどのように考えるか。	ア	別紙1に記載された論点に加え、「利用する技術および利用方法の指定のあり方」を追加するよう提案する。
	イ	別紙1に記載された論点に加え、「落札額に上限を設けるべきか」を追加するよう提案する。
2. 論点に対してどのように考えるか。	番号	意見
	1	<p>周波数オークションの導入目的は、国民が電波をいっそう有効利用し、電波産業が活性化して国際競争力を持つことである。</p> <p>比較審査方式には四つの問題がある。第一は、電波帯ごとに異なるはずの経済的価値が配分に反映されないこと。第二は、せつかく配分されても利用が進まない電波帯が生まれること。第三は、新技術が生まれても参入が極めてむずかしいこと。第四は、既存免許人には新技術に更改しようという意欲がなく、古い技術が何十年も利用され続けること。</p> <p>周波数オークションの導入は、上の四つの問題を解決するものである。</p> <p>わが国の電波産業には、研究開発しても市場化できなければ利益が得られないから、免許が取れそうにならないと研究開発に取り組まないという傾向がある。一方で、免許が得られそうとなると、市場性が期待できないとわかっていても研究開発を進める悪い癖がある。</p> <p>周波数オークションの場合、電波帯の用途は指定するが、どのような技術を用いるかは落札した側に委ねられる（論点アとして後述する）。したがって、周波数オークションで落札する気になれば、研究開発を先行させられ</p>

	<p>る。実際、アメリカでは、電波分野にも多くのベンチャー企業が存在し、それぞれに独自の技術開発を続けている。</p> <p>この日米の企業姿勢の差が競争力に大きく影響しており、周波数オークションの導入は、これを解決する第一歩である。</p> <p>周波数オークションを採用すれば、落札額は電波帯の経済的価値を反映し、落札者は投資回収のために事業開始を急ぐしかない。利用技術の決定権を落札者に与えれば、電波を獲得して新技術でビジネスをしようという起業家も生まれてくる。</p>
<p>3</p>	<p>一般財源とすべきである。</p> <p>先般 3 月 11 日に東日本大震災が発生し、東北・関東地方は大きな被害を受けた。復旧・復興には大規模な予算処置が必要で、それを増税で賄うか国債で賄うか、といった議論が行われている。周波数オークションによって得られる国庫収入は、増税と国債以外の第三の収入源であり、国難に直面している今こそ、これを活用すべきである。</p> <p>復興資金の一部に充てるためには、周波数オークションの速やかな法律化を図り、今後予定されるすべての周波数配分に原則として適用すべきである。周波数オークションは第四世代携帯電話からなどと先延ばしするのは好ましくない。</p> <p>なお、周波数オークションにかける電波帯については、論点4①でより詳しく意見を表明する。</p> <p>周波数オークション導入後、総務省には、周波数オークションにかける電波を発掘する業務が生まれる。より具体的には、本当に有効に利用され代替可能な新技術はないか調査したり、発掘した電波帯に紛れ込む違法電波を摘発したり、といった業務である。これらの業務に関わる予算は、きちんと確保されるべきである。</p>

	<p>この予算については、電波利用料から確保するという処置も可能であり、この電波利用料の扱いについては、論点7で意見を述べる。</p> <p>なお、国際競争力の強化に資するように、電波産業の研究開発を政府が支援することも適切である。</p>
<p>4①</p>	<p>周波数オークションにかける電波帯は、原則的には、国防・防災・航空管制など、公的に利用される以外のすべての電波帯とすべきである。</p> <p>公的に利用される電波帯以外の電波帯のうち、①有効に活用されていない、②現在の利用技術に代替可能な新技術がある、③再免許の時期にある、といった電波帯を優先的に周波数オークションにかけるべきである。</p> <p>有効に活用されていないかどうかの判断については恣意が入る余地をなくするため、①利用可能な利用者数の3割を越える利用者が既に利用している、②年間平均で5割を越える時間について利用されている、といった数値基準を設け、あらかじめそれを公開しておくのが適切である。</p> <p>代替可能な新技術を検討する際には、総務省だけで実施することなく、外部の有識者の協力を得るべきであり、その際には既存の電波産業関係者だけでなく、論点1で説明した起業家も加えるのが適切である。</p> <p>別紙1には「協願が発生する無線システム」という表現があるが、協願が発生するから(しそうだから)周波数オークションにかけるとか、発生しないから(しそうにないから)周波数オークションを実施しないと判断はすべきではない。周波数オークションを実施し、その結果、一事業者からしか入札がなかった場合には、その事業者を落札者とし、入札額を支払わせればよいからである。</p> <p>論点3で述べたが、本当に有効に利用され代替可能な新技術はないか調査する業務によって、周波数オークションにかける電波帯が発掘されることになるので、その</p>

	<p>業務に予算をきちんと確保するのは適切である。</p> <p>本論点に関連して、最後に、地上デジタルテレビ放送の空きチャンネルについて意見を述べる。今のままでは空きチャンネルは有効に活用されないと想定されるが、現利用技術である地上デジタルテレビ放送に干渉しないで利用できる新技術が実用化されつつある。したがって、空きチャンネルについては周波数オークションの対象とし、新サービスのために提供するのが適当である。</p> <p>空きチャンネルは放送区域ごとに変わるため、特定地域内に限定してサービスを提供することができる。一方、地域ごとに別のチャンネル(空きチャンネル)に自動的に切り替えるようにすれば、全国サービスとしての提供もできる。どのような形態でサービスを提供するかは、入札者の自由とし、多様なビジネスモデルを許すべきである。</p>
4②	<p>再免許の時期にあるからといって自動的に周波数オークションを実施するのは、既免許人による既投資を無駄にする一方、新免許人には新たな投資を求めらるので、経済的には適切でない恐れがある。したがって、上述のように、有効に活用されているか、現在の利用技術に代替可能な新技術があるか、といった検討を同時に実施して、周波数オークションの実施を決定するのがよい。</p> <p>ただし、免許の交付時から、再免許に際しては改めて周波数オークションを実施すると明示しておけば、免許人はそれを見越して投資するのだから、再免許時に自動的に周波数オークションを実施することができる。</p> <p>また、その電波帯がもともと周波数オークションにかけたものであっても、今まで説明してきた判断プロセスに基づいて、必要な場合には、改めて周波数オークションにかけるべきである。それは、その電波帯の死蔵や無駄遣いを防止するためであって、周波数オークションによって与えるのは、所有権ではなく利用権としておけば、この措置が可能になる。</p>

	5 (1) ①	<p>落札額の消費者への転嫁が成功するか失敗するかの決定権は、実は消費者が持つ。消費者一人ひとり、多種多様な通信手段の中から、その人にとってもっとも合理的と思われる手段を選択する。無線通信サービスであれば、消費者は PHS、3G、LTE、WiMAX、WiFi などから自由に選択できる状況にある。そんな状況で落札額を消費者に転嫁しようとするのは、経営的な自殺行為である。</p> <p>落札額は消費者に簡単には転嫁できないということを前提に、入札者は周波数オークションに臨まざるをえない。それでも高騰したとしたら、それは経営者が判断を間違ったからにほかならない。そのような、経営判断のできない経営者が出てくるかもしれないと仮想して、落札額の高騰防止対策を取るのは適切ではない。</p>
	5 (1) ②	<p>買い占めを防ぐには、周波数オークションの実施方法を工夫すればよい。</p> <p>たとえば、サービスエリアを東日本と西日本に分けてどちらか一方への入札しか認めない、二つか三つのスロットを同時に周波数オークションにかけ一つしか入札を認めない、新規事業者しか入札できない電波帯を作る、といった方法を取ればよい。</p> <p>このような周波数オークションの実施方法には、論点5(2)①に関係することだが、落札額の高騰を防ぐ効果もある。</p> <p>一言でいえば、新規参入を促す形での周波数オークション実施を原則とすればよいのである。</p> <p>なお、落札額が抑えられる一方では、国庫収入が期待できないことになってしまう。国庫収入を確保するには、絵画オークションと同様に、最高入札額を公表しながら数回にわたってオークションを繰り返せばよい。</p>
	5 (2)	<p>落札者は、落札額を回収するために最善の努力をするはずである。それを前提とすれば、一定エリアカバー率</p>

	⑤	の義務化等は不要となる。
	5 (2) ⑥	<p>ネットワークの他事業者への開放義務付けは落札者の経営に負の影響を与えるため、適切ではない。</p> <p>しかし、政策上、義務付けがどうしても必要と判断される場合には、周波数オークション実施の前に、新規に建設するネットワークは他事業者への開放が義務付けられる、と明示すればよい。これによって、ネットワークの開放の負の影響を考慮に入れて入札することが可能になる。</p>
	7	<p>周波数オークション導入と電波利用料制度とは直接関係するものではない。</p> <p>周波数オークションを導入しても電波利用料は取り続けるとあらかじめ決めれば、それを前提として入札することが可能になる。電波利用料は取らないと決めれば、それを前提として入札すればよい。</p>
	9	<p>外資にも、当然、参入の機会を与えるべきである。</p> <p>すでに、わが国ではボーダフォンが携帯電話事業を営んでいた時期があった。わが国の通信事業者が、外国で周波数オークションに参加し免許を取得した事例もある。外資をことさら区別する理由はない。</p>
	ア	<p>落札者が最善の努力で進めるビジネスを阻害する条件を付すのは適切ではない。</p> <p>周波数オークションにかける電波帯の用途を「通信」「放送」「通信及び放送」程度に指定することは構わないが、それ以上の詳細については、落札者に委ねるべきである。</p> <p>それによって、たとえば、昼間は通常のテレビ放送を実施し夜間帯はデジタルサイネージ向けに映像を送信し蓄積する、といった利用方法も可能になる。</p> <p>利用方法を実現するために、どの技術が最適かは落札者が選択すればよい。</p> <p>すでに市中に広く普及している無線機器を対象とするサ</p>

	<p>ービスを提供したいと考えても、まったく新しい機器とサービスの組み合わせを提供したいと考えても、それは落札者の自由とすべきである。</p>
イ	<p>落札額に上限を設けるべきではない。</p> <p>平成 23 年 2 月 2 日の衆議院予算委員会で、電波法の改正に関わる質疑があり、いわゆる終了促進措置について、片山総務大臣は「費用負担の上限について設けることも定めたい」と答弁した。このほか、平成 23 年 4 月 19 日の参議院総務委員会でも同様の答弁がある。</p> <p>このように上限を設けた場合には、どうしても落札を希望する事業者は上限で入札せざるを得ない。そのような事業者が複数存在する場合には、いずれも上限で入札するため、実質的には、今までと同様に比較審査方式で事業者が選定されることになる。</p> <p>つまり、終了促進処置にともなう電波法の改正を、片山総務大臣が答弁したように「オークシヨンのものを取り入れた」改正と解釈するのは無理がある。</p> <p>今回、懇談会で議論しているのは、比較審査方式の一部修正にすぎない終了促進措置ではなく、本格的な周波数オークシヨンの導入である。本格的な周波数オークシヨンは落札額に上限を設けるのは不適切である。</p>
<p>3. その他 (留意事項や情報提供など)</p>	<p>必要があれば、提案内容の聴取に応じる用意がある。</p>

提案提出元	株式会社シー・ティ・ビー・エス
-------	-----------------

項目	ご意見	
1. 周波数オークションを導入する際に検討すべき論点についてどのように考えるか。	特になし	
2. 論点に対してどのように考えるか。	番号	ご意見
	4. 対象範囲 ①競願が発生する無線システム全て(携帯電話、放送、人工衛星等)を対象とするか。	そもそも公共の財産である電波の周波数割り当てに、オークションという市場競争原理を用いること自体に合理性を感じられない。特に強い公共性や社会的役割を求められる基幹放送においては、なおさらである。また、オークション制度の対象が人工衛星等にまで及ぶことに対しては、今後募集が予定されている特別衛星放送の周波数がその対象となった場合、落札価格の高騰が懸念されること、それによって現行の衛星放送事業者の経済的状況を著しく圧迫する可能性があること、さらには高額な落札価格が視聴料の上昇を招き、視聴者の負担増をもたらすことなど、様々なマイナス要因が想定される。専門チャンネル、多チャンネル等の多様性を有する特別衛星放送の普及発展の観点から、行うべきではないと考える。
	4. 対象範囲 ②再免許時にオークションを行うか。	上記の理由から、オークション自体に反対するが、加えて再免許時のオークションに関しては、事業者は言うに及ばず、視聴者保護の観点からみても決して望ましいものではないと考える。
3. その他 (留意事項や情報提供など)		

提案提出元	株式会社ニッポン放送
-------	------------

項目	意見	
1. 周波数オークションを導入する際に検討すべき論点についてどのように考えるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・「放送」は、国民の知る権利に応じて健全な民主主義社会の発展に寄与し、非常災害時などにはライフラインとして情報伝達を行うという、極めて重要な公共的役割を担っています。当社においても今般の東日本大震災については、現地での取材および情報収集を続けながら、長時間にわたる緊急報道番組を放送し、その後も引き続き情報提供に努めています。 ・このような「放送」の公共的役割は、「放送用」および「放送事業用」の周波数が確保された基盤の上に成り立つものであり、その点からも放送事業者に対し配慮がなされるべきと考えます。 ・従って、周波数オークション制度の導入を検討するとしても、我が国で初の試みであることから、まずは限定的・試行的なものと捉えたうえで検討を開始すべきと考えます。 	
2. 論点に対してどのように考えるか。	番号	意見
	4 ① ②	<ul style="list-style-type: none"> ・安定的なサービス継続や公共性が強く求められる「放送用途の周波数帯（放送用・番組中継用・連絡用）」については、オークション制度の対象にすべきでないと考えます。
3. その他 (留意事項や情報提供など)	特になし	

提案提出元	株式会社TBSテレビ
-------	------------

項目	意見
1. 周波数オークションを導入する際に検討すべき論点についてどのように考えるか。	<p>電波は公共の財産であり、その電波を利用する放送事業には強い公共性や社会的役割なども求められている。そのため、電波の周波数割当に当たって、全ての帯域に対して市場原理を優先するオークションを導入することは、なじまないと考えている。「経済的な価値」や「電波の能率的な利用」など、経済合理性ばかりを偏重した議論ではなく、特に電波の公共性や社会インフラとしての機能についても敷衍した不足のない議論をするべきではないだろうか。</p> <p>また海外事例を参考にするにしても、机上の議論でよしとはせず、現実の日本市場の実態に即した議論を行うことが大切だと考えている。</p>
2. 論点に対してどのように考えるか。	<p>4 対象範囲</p> <p>上記の理由から、放送事業用の周波数をオークションの対象にするのは適当ではないと考える。また再免許申請の度にオークションを導入することは、放送に係る膨大な設備投資の実態や現実を考慮すれば、経済合理性の観点からも避けるべきだと考えている。</p> <p>7 電波利用料制度との関係</p> <p>電波利用料は、不法電波の監視等、無線局全体の受益を目的として行う電波利用共益事務のための費用として始まっている。その趣旨や性格に鑑みれば、市場原理や経済合理性を根本とするオークション制度と絡めて、料額を算定することはなじまないと考える。双方は切り離して議論すべきである。</p>

提案提出元	一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会
-------	----------------------

項目	ご意見	
1. 周波数オークションを導入する際に検討すべき論点についてどのように考えるか。		
2. 論点に対してどのように考えるか。	番号	ご意見
3. その他 (留意事項や情報提供など)	<p>オークションの導入については、事業者間の公平な競争環境や、新規参入を阻害する恐れが考えられます。更に、地デジ移行後の空きスペースやホワイトスペースを活用する新サービスや新産業、雇用の創出を妨げる懸念があり、慎重に検討するべきと考えます。</p> <p>従って、オークションの導入については、電波は国民共有の財産であり、国民のために活用するものであるという基本的な合意の元で、その必要性・合理性を十分議論し、目的や効</p>	

3. その他 (留意事項や情報提供など)	<p>果に照らして検証し、その内容を国民に示した上で、方向性を検討していくことが必要と考えます。</p> <p>上記の考え方に基づき、以下の視点から意見を申し述べます。</p> <p>1) 産業政策の視点</p> <p>現状の論点案では、周波数オークションを実施することが前提となっておりますが、落札価格が必要以上に高騰しないような仕組みの検証、事業者やメーカーにとって周波数オークションがもたらす影響の検証、外資が入った場合の日本経済への影響の有無の検証、等の視点が無いように思われます。</p> <p>上記の検証結果を示した上で、オークション導入の方向性を示して頂きたいと考えます。</p>
-------------------------	---

2) ナショナルセキュリティの視点

3月11日に発生した東日本大震災では、多くの通信事業者の設備が被災し、大規模な情報断絶が発生しました。日本国民が安心・安全に通信ネットワークを使用するためには、今後益々無線ネットワークの重要性が高まるものと考えます。ナショナルセキュリティの視点では、我が国の通信事業者が運営するネットワークであることが望ましいとは考えますが、これらの観点でも十分な検証が必要と思います。

3) 消費者の視点

落札価格が必要以上に高騰した場合、事業者負担が増大した結果、利用者が不利益を生じる可能性も懸念されます。また、落札事業者が負担しきれなくなった場合には、サービス提供の遅れが生じたり、当初予定のサービス提供エリアをカバーできなかったり、消費者（サービス利用者）への悪影響も懸念されるどころです。上記のようなことが無いよう、十分に検証することが必要と考えます。

提案提出元

スカパーJ S A T株式会社

項目		
2.論点に対してどのように考えるか。	番号	意見
	4①	<p>周波数オークション導入に関する論点として、競願が発生する無線システム全て(携帯電話、放送、人工衛星等)を対象とするか否かとされていますが、所謂地上系の無線システムが国内手続きによって使用条件を概ね決定可能であるのに対し、衛星システムはその電波利用の形態、プロセスに異なる特性を持つため、以下の理由から周波数オークションは導入すべきでないと考えます。</p> <p>(1)衛星システムに用いる電波は、広域性・国際性を特徴に持ち、ビームの照射範囲は日本だけでなく広く外国も含むため、電波法等の国内法に基づく手続きに加えて、利用開始前は勿論、利用を開始した後も、ITU が定める無線通信規則に基づき外国の無線局との周波数調整が必要である。その調整結果によって、衛星システムに割り当てられた周波数の利用条件は変化することとなるため、対象とする周波数のオークション時点での利用可能権益を、国が長期間に亘り保証することは困難であること。</p> <p>(2)衛星システムの周波数調整には先着優先(first come, first served)の原則があり、その使用可能性は他国を含めた申請の状況及び他国間の周波数調整の状況によるところも大きく、不確実性がある。そのため、仮に国内のオークションで周波数の使用権を獲得しても、国際周波数調整の観点から実際にサービスを提供できるか否かは不確実であること。</p> <p>(3)ITU に対する衛星システムの申請には使用開始期限があり、使用開始期限までにサービスを開始できない場合、その使用権は失われる。仮に周波数調整によって使用可能性をある程度確実にしようとする場合、周波数調整及びオークションのプロセスを経て、期限内に衛星の製造、打上げを行なうことは極めて困難であること。</p> <p>(4)欧米等衛星利用先進国を含む諸外国でも、(1)～(3)等の観点から、衛星システムに関して周波数オークションを導入している事例はほとんどなく、仮にわが国が先行的に導入すると、国内事業者の国際競争力が著しく損なわれる恐れがあること。</p>
	4②	<p>免許更新の都度オークションを実施すると、場合によっては、オークション前と同様のサービスの提供を受けるにも係わらず利用者の料金が大幅に上昇する恐れや、利用者へのサービス継続性が失われる恐れがあるため、再免許時においてもオークション制度は導入すべきでないと考えます。</p>
6	二次取引を認めた場合、オークションで一定の周波数帯を取得した	

		<p>後、当該周波数帯の利用を開始せずに、転売目的で価格の上昇を待つ免許人が現れることも予想され、周波数の有効利用につながらない場合もあると考えられることから、二次取引は認めるべきでないと考えます。</p>
	7	<p>仮にオークションが導入されることとなった場合は、オークションの制度・在り方を踏まえて、現行の電波利用料制度を大幅に見直す必要があると考えます。</p>
3. その他 (留意事項や情報提供など)		<p>周波数オークションの導入は、免許人の事業計画、利用者への提供料金等に非常に大きな影響を与える恐れがあることから、周波数オークション導入の検討に際しては、免許人の意見を十分踏まえることが必要であると考えます。</p>

提案提出元	モトローラ株式会社
-------	-----------

項目	意見	
1. 周波数オークションを導入する際に検討すべき論点についてどのように考えるか。		
2. 論点に対してどのように考えるか。	番号	意見
	1	論点(案)1導入目的について、国民共有の財産である電波を対象としているものであることから、導入する制度が必ず国民の利益となる論拠を国民に明示できるよう、制度導入の目的についてご議論頂きたいと考えます。
3. その他 (留意事項や情報提供など)		

提案提出元	池田 信夫（情報通信政策フォーラム理事）
-------	----------------------

項目	ご意見	
1. 周波数オークションを導入する際に検討すべき論点についてどのように考えるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・700/900MHz 帯についてもオークションを実施すべきである。 ・技術を指定しない「帯域免許」とすべきである 	
2. 論点に対してどのように考えるか。	番号	ご意見
	1	既存業者に免許を配分する行政のバイアスを排除し、新規参入を促進すること
	4	すべての帯域を対象にすべきである
3. その他 (留意事項や情報提供など)	5	落札額が高騰しないための制度設計については、論文「オープン周波数オークション」に書いた http://www003.upp.so-net.ne.jp/ikeda/auction.pdf

提案提出元	個人
-------	----

項目	ご意見	
1. 周波数オークションを導入する際に検討すべき論点についてどのように考えるか。	<p>i) 周波数オークションを実施することにより、過当競争が生じ、結果として電波の能率的な利用および国民の利益が害されることがあってはならないと考える。</p> <p>ii) 電波・周波数資源を徒に国庫の財源として扱われることがあってはならないと考える。</p>	
2. 論点に対してどのように考えるか。	番号	ご意見
	1項 i) 案 5(1)①	<p>周波数オークションを実施することにより、周波数資源の獲得の為の入札が過当競争化し、落札額が高騰することがあってはならない。</p> <p>落札額が高騰した場合、結果として電気通信事業者の経済的負担が過大となり、本来電気通信事業の利用者のために割かれるべき資本が減少し、結果的に利用者のサービスが低下することも予想される。これでは電波の能率的な利用という理念から逸脱した結果を招いてしまうので、過当競争とならない様、精度設計にあたっては十分留意される必要がある。</p>
	1項 i) 案 5(1)② 案 5(2)⑤	<p>単純に落札額のみを決定項目として周波数オークションが実施されると、特定の多額の資本を持つ電気通信事業者が他の事業者への周波数帯域割り当てを阻むことを目的として当該周波数帯域を買い占め、結果的に他の事業者の業務を妨害することも可能となってしまう。</p> <p>これでは、電波の能率的な利用という理念から逸脱した結果を招いてしまう。このような事態を防ぐため、当該帯域を落札した後の具体的なサービス展開を確約させる、またその展開が達成されなかった場合のペナルティを定めるなどの歯止め処置も併せて議論する必要があると考える。</p>
1項 i) 案 6	<p>周波数オークションにより割り当てられた帯域に関し、二次取引は決して認めてならないと考える。</p> <p>二次取引を認めた場合、当該帯域において自ら無線通信業務を行わず転売することで利益を得ることを目的とした事業者が応札することも予想される。仮にこのような事業者が当該帯域を落札した場合「電波の公平且つ能率的な利用を確保することによって、公共の福祉を増進する」という電波行政の根本的な目的に著しく反する結果を招く。</p> <p>そのような危惧を防ぐためにも、二次取引は決して認めて</p>	

		はならないと考える。
	1項. ii) 案4①	<p>周波数資源の利用する無線通信業務に関して、直接的に経済的利益に結びつかない業務も多数存在する。</p> <p>この様な業務に、単に「競願が発生する」との観点から周波数資源の利用に対する税・公物占有料という思想を適用すると、結果的に電波の適正かつ能率的な利用が害されることになる可能性が危惧される。</p> <p>周波数オークションを実施するとしても、電気通信業務を行うことを目的とした無線局の様に周波数資源の利用が直接的に経済的利益に結びつく業務に限定されるべきと考える。</p>
	1項. ii) 案3	<p>周波数オークションを実施した場合の収入は、電波の能率的な利用に資する為の財源として扱われなければならない。即ち、用途が限定される特定財源として扱われるのが適当であると考え。</p> <p>周波数オークションによる収入を一般財源として扱った場合、電波・周波数資源全般を国庫の財源として濫用される様になるおそれが考えられる。この様な事態に陥った場合、無線通信業務が直接的に経済的な利益を生み出さない業務の継続が困難になることも考えられる。</p> <p>当該議論が安直に国庫の財源と結びつける議論となっはならないと考える。</p>
	案9	<p>周波数オークションに関して、外国資本による参入を認めるか否かについては、電波法第五条第二～四項の規定との関連も含めて議論する必要がある。</p> <p>一方、電波法第五条の理念としては、電波の利用に関しては日本国および日本国民の利益に資するものでなければならないという考えが基となっていることから、単純に経済的な観点から外国資本による無線局免許取得を認めるというような議論となることはふさわしくないと考える。</p>
3. その他 (留意事項や情報提供 など)		特になし。

以上

提案提出元	株式会社TBSラジオ & コミュニケーションズ
-------	-------------------------

項目	意見
1. 周波数オークションを導入する際に検討すべき論点についてどのように考えるか。	<p>ラジオ事業者は、年々増加する都市雑音や外国波混信などの影響から難聴取問題という大きな課題を抱え、メディア全体の売上げが減少傾向の中で大変厳しい経営を強いられております。しかし、阪神淡路大震災、新潟中越地震、そしてこのたびの東日本大震災と、大きな災害発生時には、確実に災害情報、安心情報を提供するメディアとして、その責務を果たしてまいりました。いざと言う時に、停電時でも、迅速に正確な情報を国民に届けることが可能なラジオは、今後も国民にとって必要不可欠なメディアとして維持されるべきと考えます。</p> <p>放送事業者への周波数割り当てについては、十分にその公共性や社会的な役割を考慮すべきであり、「経済的な価値」や「電波の能率的な利用」など経済合理性に偏った考えに基づいての、周波数オークション制度の導入は、なじまないものと考えます。</p> <p>日本という地震や津波、台風など大きな災害が多発する国土において、放送が担う役割を念頭に置いた上での検討をお願いいたします。</p>
2. 論点に対してどのように考えるか。	<p>4 対象範囲</p> <p>1で述べたとおり、高い公共性、社会的な役割を担う放送については、新規免許時、再免許時ともに周波数オークションの対象にはすべきでないと考えます。また放送事業者が、正確な情報を取得するために必要や連絡無線、番組中継用の無線局などの「放送業務用無線局」についても、放送と同様、周波数オークションの対象にすべきでないと考えます。</p> <p>7 電波利用料制度との関係</p> <p>電波利用料制度とは、混信や、妨害のないクリーンな電波利用環境を守るとともに免許事務の機械化や能率的な電波利用の促進により無線局の急増に対処するなど、電波の適正な利用のより一層の確保を目的に導入されたものであります。このたびの市場原理、経済合理性を軸に検討される周波数オークション制度と同一に議論されることは、避けるべきであると考えます。</p>
3. その他	

提案提出元	株式会社文化放送
-------	----------

項目	ご意見	
1. 周波数オークションを導入する際に検討すべき論点についてどのように考えるか。	ラジオ・テレビ各局がこのたびの東日本大震災において、長時間にわたり緊急報道番組を編成し、被災者、国民に災害情報、安心情報を提供し続けたように、「放送」の果たすべき公共的役割、担うべき社会的責務は大きい。このような国民の安心安全を担う公共財ともいべき「放送」に割り当てられる周波数帯域を、市場に委ねてよいのか、より慎重な検討が必要であると考えます。	
2. 論点に対してどのように考えるか。	番号	ご意見
	4 ① ②	「1」で述べたように、また放送法においても公共の福祉への適合が求められ、再免許時にも公共性、社会的責務の重要性を深く認識するよう総務大臣から要請される「放送」は、再免許時も含め、資本力、経済力がものをいうオークション制度には馴染まず、対象にすべきではないと考える。 また、放送番組の伝送や放送の取材用に用いる電波についても、放送と一体のものであり、災害時の情報伝達手段としても必要不可欠であり、周波数オークションの対象とすべきでないと考えます。
3. その他 (留意事項や情報提供など)		

提案提出元

UQコミュニケーションズ株式会社

項目	意見
<p>1. 周波数オークションを導入する際に検討すべき論点についてどのように考えるか。</p>	<p>別紙1 周波数オークションの導入に関する論点（案）の各論点に関し、以下のような事項を検討するべきであると考えます。</p> <p>1 導入目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・かなりのOECD諸国がオークションを導入している一方で、携帯電話の加入数が世界最大である中国においてはオークションが導入されていない。電波の監理の在り方はそれぞれの国情に合わせた議論が必要であり、日本の通信事情に応じた最適の制度の在り方。 ・また、各国が導入しているオークション方式にも様々な態様があることから、それら方式のメリット・デメリットの分析。 ・さらにオークション方式のメリット・デメリットに関し、理論ではなく実務に即した分析によるオークションの在り方。 ・オークションが実際に電波の有効利用につながった海外事例の分析と日本の電波利用実態との比較。 ・電波が投機の対象となり、死蔵されることのないような制度的担保の在り方。 ・今般の震災復興に努力する事業者に対して過度な負担とならないようなオークションの在り方。 <p>3 収入の使途</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定財源化し、通信インフラの復旧対策や対災害性の強化等に使用することの是非。 <p>4 対象範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後通信と放送の融合が進むことを前提としたオークション対象範囲の在り方。 ・既存の事業者既に免許されている電波もオークションの対象とすることの是非（以下関連の検討事項）。

- ・再免許においてオークション方式を導入することの是非。
- ・既存事業者が落札できなかった場合の事業継続性、ユーザの保護についての扱い、及び、落札者に事業継続させる場合の制度的仕組み。
- ・既存事業者が落札できなかった場合に結果としてインフラの二重投資となることの是非。
- ・再免許において落札されない可能性による事業継続性が不確定な制度下における設備投資促進方策。

5（1）①落札額が高騰しないか

- ・オークションにおいて落札額が高騰しない制度的担保の在り方。
- ・事業者がオークションコストをどのように回収しているか海外事例の検証（オークションコストがユーザに転嫁されないことの検証）。
- ・オークションコストが技術開発投資やインフラ投資に影響がでないことの検討。加えて、それが国際競争力を低下させることがないかの検証。

5（1）②公正な競争が歪められないか（特定の有力事業者による買い占め等）

- ・弱小の新規参入者やベンチャー企業等の電波確保の方策。
- ・資金力のある特定事業者がオークションによって独占状態になることの是非。
- ・オークション対象事業者とオークション非対象事業者の公平な競争環境の在り方。

5（1）③将来的な周波数の迅速な再編に支障を来さないか

- ・周波数が細分化されて使用され、再編時に調整等に時間を要することの是非。

5（2）①オークションの参加資格

- ・国家セキュリティの観点から、日本の通信政策にとって問題となるような反社会的勢力等による入札の是非。

- ・参加資格に事業遂行能力を設定することの是非、またその場合の事業遂行能力の判断基準、判断方法。

5 (2) ④入札方法、入札状況の公表方法等

- ・海外における入札方法等の事例を調査・検討した上での、行政コストが最小となる入札方法・入札状況の公表方法等の在り方。

5 (2) ⑤一定のエリアカバー率の義務付け

- ・事業開始期限、エリアカバー率等の義務付けの是非。
- ・地域分割したオークション実施の是非。
- ・クリームスキミング防止方策。

6 二次取引

- ・転売・投機目的で入札し、二次取引を行うことの是非。
- ・周波数を細分化しての二次取引の是非等、二次取引を認める場合における制約条件の可否と内容。

7 電波利用料との関係

- ・オークション対象電波における電波利用料賦課の是非。
- ・電波利用料制度自体の見直しの可否。
- ・長期的視点からのオークションと電波利用料のそれぞれにおける収入見通しの比較（総収入額、収入額の安定性・確実性等）。

8 免許制度との関係

- ・オークションで得られる権利・義務の内容と適用期間
- ・それらと免許・再免許制度との関係

9 その他

- ・オークション対象電波の利用目的等を限定することの是非、また限定する場合の判断基準、判断方法。
- ・電波の技術基準、ガードバンド等の義務付けの範囲。
- ・オークション落札後の利用目的等の変更の是非。

	<ul style="list-style-type: none">・電波が死蔵された場合の返却の是非、また返却させる場合の死蔵の判断基準。・オークション事業者の電波有効利用が十分でない場合の扱い（電波の返却あるいはペナルティの是非、オークション払込額の扱い等）。
--	---

	番号	意見
2. 論点に対してどのように考えるか。	1	<p>「導入目的」</p> <p>我が国は現在の電波利用料制度の下で世界トップレベルの技術水準、サービス水準で電波有効利用を実現しているものと考えております。単に各国がオークション制度を導入しているという横並びの理屈だけでオークション導入を推進するのではなく、海外においてオークションの導入により我が国以上に電波の有効利用が図られた事例を明確にし、オークション導入の必要性和効果を十分に検証するべきであると考えます。</p>
	3	<p>「3 収入の使途」</p> <p>先般発生した大震災において通信インフラの脆弱性が問題となったが、国家セキュリティの観点からも、通信インフラの早期復旧・充実、さらにはより強固な通信インフラの整備が通信事業者の喫緊の課題となっていることから、通信事業者に対するオークション負担を極力軽減すると共に、オークション収入についてもこうしたインフラ建設に還元されるよう特定財源化されることが望ましいと考えます。</p>
	4①	<p>「4 対象範囲」</p> <p>新規参入事業者は周波数有効活用の観点から狭い周波数帯域から事業開始し、加入者の増加等に応じて使用周波数帯域を増加させて行くものと想定されますが、周波数帯域増加等の際にオークションによって当該周波数帯域に全く異なるシステムが導入されることにより周波数有効利用に支障が来すような場合は、オークション対象から除外することを検討するべきであると考えます。</p>

	4②	<p>「4②再免許時にオークションを行うか」</p> <p>本件がオークション制度導入前の既存事業者を対象とするものであれば、周波数継続利用が担保されないため、ユーザ保護を含む事業継続性及び新規設備投資が確保されなくなり、我が国のICTインフラの安定的な維持が出来なくなる恐れがあることから、検討の対象からは外すべきであると考えます。</p>
	5 (1) ②	<p>「5(1)②公正な競争が歪められないか(特定の有力事業者による買い占め等)」</p> <p>新規参入予定事業者や弊社のようなまだ事業立ち上げ途上の経営規模の小さい事業者にとってはオークション負担額に限界があることから、オークションが導入された場合は既存大手事業者が絶対的に有利にあり、小規模事業者の事業継続が困難になることも想定されます。ついでに、1事業者あたりの保有周波数帯域に上限を設ける等小規模事業者に配慮した制度設計をするべきであると考えます。</p> <p>また、資金力のある特定事業者による独占状態にならないような配慮も必要であると考えます。</p>
	5 (1) ③	<p>「5(1)③将来的な周波数の迅速な再編に支障を来さないか。」</p> <p>我が国の電波利用を促進し、国際競争力を保持する観点から、政策的かつ弾力的な周波数再編が可能となるようなオークション制度設計がなされるべきであると考えます。</p>

	<p>5 (2) ①</p>	<p>「5(2)①オークション参加資格」</p> <p>オークションによる電波取得が投機的な資金の受け皿となり、結果として電波が死蔵されることがないようにオークション参加資格者は当該電波を利用して事業遂行を行う能力を持つ者に限られるべきであり、その事業遂行については一定の義務を課すべきであると考えます。</p> <p>また、これに関連して、「6 二次取引」については投機的な電波取得や、将来の周波数再編や周波数有効利用を妨げる周波数を細分化しての販売を回避する仕組みの導入が必要であると考えます。</p>
	<p>5 (2) ⑤</p>	<p>「5(2)⑤一定のエリアカバー率の義務付け」</p> <p>周波数の有効利用の観点及びクリームスキミング防止の観点から全国エリアカバー及び一定のカバー率を義務付けるべきであると考えます。</p>
<p>3. その他 (留意事項や情報提供 など)</p>		

提案提出元	ソフトバンクモバイル株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンク BB 株式会社
-------	--

項目	意見
<p>1. 周波数オークションを導入する際に検討すべき論点についてどのように考えるか。</p>	<p>周波数オークションを導入する際に検討すべき論点として、別添2の他、弊社が考える項目(下線付記)を以下の通り整理致しました。</p> <p>この項目は、本論点整理において非常に重要であり、採用し検討頂くことを要望致します。</p> <p>1 導入目的</p> <p>① 電波の経済的価値を反映した負担を求めることによる電波の能率的な利用</p> <p>② 免許手続きの透明性確保</p> <p>③ 国民共有の財産を国民全体のために活用</p> <p>④ <u>公平な利用の促進</u></p> <p>2 払込金の法的性格</p> <p>電波を利用するために払込金を支払わなければならない理由の整理 (税、公物占用料、電波利用料等の他制度との切り分けの検討)</p> <p>3 収入の使途</p> <p>① 特定財源</p> <p>② 一般財源</p> <p>4 対象範囲</p> <p>① 無線システム全て(携帯電話、放送、人工衛星等)を対象とするか。</p> <p>② 再免許時にオークションを行うか。</p> <p>③ <u>国・地方公共団体等の公共機関の扱いをどうするか。</u></p> <p>④ <u>オークション対象地域は全国一律か、地域別か。</u></p> <p>5 制度設計</p> <p>(1) 懸念事項</p>

- ① 落札額が高騰しないか。
- ② 公正な競争が歪められないか(特定の有力事業者による買い占め等)。
- ③ 将来的な周波数の迅速な再編に支障を来さないか。
- ④ 競争セーフガード
 - ア)競争政策における既存事業者と新規事業者の扱いについてどう考えるか。
 - イ)既存事業者間における支配的事業者とその他の事業者の扱いについてどう考えるか。
- ⑤ 用途を限定することの可否についてどう考えるか。
- ⑥ 導入するシステムは落札者の自由なのか。
- ⑦ 支払額が高額である等の理由で参入障壁となり、空き周波数が生じる可能性
があるが、周波数利用効率が低下しないか。
- ⑧ オークション帯域と非オークション帯域における不公平が生じない処置等の担
保をどうするか。

(2)具体的な実施方法

- ① オークション参加資格
- ② 入札すべき内容(払込金の絶対額等)
- ③ 最低落札価格の設定の是非、設定方法
 - ・ 経済的価値以下での入札をどう扱うか。
- ④ 入札方法、入札状況の公表方法等(システム開発を含む。)
- ⑤ 一定のエリアカバー率の義務付け
- ⑥ ネットワークの他事業者への開放の義務付け
- ⑦ 落札者による払込金の納付方法
 - ・ オークション費用は一括払いにするべきかどうか
(分割払いも認めるべきか。その際、金利は発生するのか)。
- ⑧ 落札者における払込金の会計処理方法
- ⑨ 談合等不正行為の防止方法
- ⑩ 周波数の国際協調、ガードバンド、干渉調整を考慮して周波数の割当て単位を
どう考えるか。
- ⑪ サービス開始時期の義務付け
- ⑫ 導入システムの義務付けの可否と技術基準の位置づけ
- ⑬ ⑦と連動し、分割払いの場合、オークション参入者への財務資本等の確認はど
うあるべきか。
- ⑭ 期間内に免許を手放した場合の次回オークションへの参加資格はどうあるべき
か。

⑮ 複数帯域において同時にオークションを行うことの是非(配慮事項)

⑯ 複数帯域セットオークションの是非

6 二次取引

① 二次取引(転売)を認めるべきか。

② 二次取引をする場合の監督官庁の事前許可の是非

③ 二次取引された場合の義務付け事項や導入システム変更の是非

④ 二次取引目的の参入をどう防止するか。

ア)落札事業者が事業撤退した場合、義務不履行による罰則規定の可否

イ)転売目的の入札が出来ないように一定期間は転売が出来ない措置等の扱

い

7 電波利用料制度との関係

① オークション導入に伴う電波利用料制度の在り方

② オークション帯域の電波利用料支払いの是非

③ 無線局免許の管理費の及ぶ範囲をどう整理するか。

④ オークション帯域と非オークション帯域の公平性をどう担保するのか。

8 免許制度との関係

① オークションと免許制度の関係の整理

② 免許の有効期間(現行5年)の見直し

③ オークション帯域の免許制度と非オークション帯域の免許制度の関係

(個別局の免許申請の有無、免許期間、帯域利用料の有無)

9 その他

① 外国資本の位置づけ

② 米国で実施が予定されている放送帯域のインセンティブオークションについて
どう考えるか。

③ オークションを導入する場合、制度の有効性を検証するための試験的導入の
可否

2. 論点に対してどのように考えるか。	番号	意見
	1 導入目的	導入目的の4項目は、どれを重視するかによって「収入の用途」等に大きく影響を与えるため、まず導入目的を議論した上でこの目的の優先順位等の検討を行うべきであると考えます。

		<p>この際、現状の比較審査方式とオークションを比較し、オークションの利点及び欠点等をしっかり分析した上で、オークション導入の可否を決めるべきであると考えます。</p>
	2 払込金の法的性格	<p>払込金の法的性格の検討は、導入目的及び用途によって、この性格は大きく異なるので、諸外国の状況も参考に電波を利用するために払込金を支払わなければならない理由の整理、特に、税、公物占用料、電波利用料等の他制度との切り分けの検討をするべきであると考えます。</p> <p>また、この際、オークションを導入していない帯域とオークションを導入している帯域との不公平が生じない処置等の担保をするべきであると考えます。</p>
	3 収入の用途	<p>収入の用途は、導入目的及び払込金の法的性格によってその選択が変わるので、十分に議論した上で決めるべきであると考えます。ただし、この選択は、二者択一ではなく、柔軟に考えることも重要であると考えます。</p>
	4 対象範囲	<p>周波数は通信・放送の融合化が進んでおり、放送目的・通信目的に限らず生活のあらゆる分野での利用を前提に、すべての帯域においてオークション対象範囲を議論するべきであると考えます。合わせて、国・地方公共団体等の公共機関の扱いをどうするかを検討するべきであると考えます。</p> <p>この際、導入目的によって、対象範囲は大きく異なるので、諸外国の状況も参考に検討するべきであると考えます。</p>
	5 制度設計 (1)懸念事項	<p>懸念事項は、オークション導入にあたって非常に重要な論点であり、しっかりと議論し、懸念事項の対策等を制度設計に盛り込むべきであると考えます。</p> <p>弊社は競争セーフガードが特に重要と考えています。例えば、経営資本が比較的潤沢ではない会社や新規参入事業者にとって、周波数オークションは不利であり、資金豊富な事業者による周波数独占が懸念されるため、市場シェアを占める支配的事業者に対する規制(既存事業者間における支配的事業者とその他の事業者の扱い)や、新規事業者に対する競争政策等について</p>

		て、詳細な議論が必要であると考えます。
	5 制度設計 (2) 具体的な 実施方法	制度設計の具体的な実施方法、特にその実施における義務付け事項等は、オークションを既に導入している諸外国の例も十分検討し、オークション前、オークション時、オークション後の整合性を図ることが重要であると考えます。
	6 二次取引	二次取引を議論するにあたって、オークション帯域における権利・義務を十分整理することが重要であると考えます。また、6②～④の付随的な事項についても、6①と連動し議論する必要があると考えます。
	7 電波利用 料制度との 関係	現行の電波利用料制度とオークション制度の切り分けをしっかりと議論することが重要であり、諸外国の状況も参考に検討するべきであると考えます。
	8 免許制度と の関係	免許制度との関係は、8①～③の点について諸外国の導入事例を参考に検討するべきであると考えます。例えば、オークションの免許期間は、諸外国では10～20年の実績があり、これは導入システムの設備償却期間等を勘案した結果であり、我が国に導入する場合も免許期間の延長は必須であると考えます。 また、この際、オークション帯域と非オークション帯域の制度上の公平性をどう担保するかを検討することが重要であると考えます。
	9 その他	その他事項として、9①～③の3項目についても十分検討することが重要であると考えます。
3. その他 (留意事項や 情報提供など)		諸外国におけるオークションに関わる訴訟等の事例は、オークション制度設計に参考になるため、出来るだけ詳しく調査し、制度設計に反映させることが重要であると考えます。 (例)財団法人マルチメディア振興センター「ワールド・テレコム・アップデート 第164号」の「29. 【ドイツ:政策】連邦ネットワーク庁審議会、モバイルブロードバンド向け周波数競売に関する入札条件を承認」等

--	--

以上

提案提出元	KDDI 株式会社
-------	-----------

項目	ご意見	
1. 周波数オークションを導入する際に検討すべき論点についてどのように考えるか。	<p>周波数オークションを導入する際に検討すべき論点として、別紙1に掲げる事項に追加すべきものとして、次の事項を提案します。</p> <p>(ア) 日本に特徴的な市場や産業、地理的環境等を踏まえた、今後の携帯電話産業の発展を目指すオークション制度の形態</p> <p>(イ) オークションの対象とする周波数について、将来(中長期)に渡って対象となる周波数を予め公表する仕組みの必要性</p>	
2. 論点に対してどのように考えるか。	番号	ご意見
	1 導入 目的	<p>(ア) オークションを導入するのであれば、諸外国の導入事例(成功、失敗の双方)を広く参考にし、ユーザ(消費者)の利益や電気通信市場の発展に繋がるものとなる視点が必要であり、我が国にとって最適な導入目的となるよう検討されることを強く希望します。</p> <p>(イ) 仮に導入後に成果が十分得られないこととなれば、多額のオークションコストは不必要な負担を課すこととなり、電気通信の健全な発展を阻害するばかりでなく、産業界の損失にもなりかねません。このため、導入目的の明確化に加えて、導入効果をシミュレーション等によって十分検証していただくことを希望します。</p> <p>【電波の経済的価値を反映した負担を求めることによる電波の能率的な利用】</p> <p>これまで、携帯電話サービスは、新技術を順次取り入れ電波の能率的な利用を図るとともに、廉価な通信料金で新サービスを開拓しユーザの利便性を高めてきました。また、携帯電話の普及は、通信サービスに留まらず、周辺産業の創造や発展を促し、現在では関連産業全体の経済効果に大きく寄与しています。このことから、オークション制度が移動通信事業者に過大な負担を求めることになることのないよう検討いただきたい。</p> <p>【国民共有の財産を国民全体のために活用】</p> <p>論点3「収入の使途」と合わせた検討が必要と考えられ、オークションの目的を電波利用の対価とするのであれば、国民の受益と負担の考え方から、国民共有の財産で得られたオークションによる収入については、少なくとも電波利用環境の維持・向上のために活用していくことが適当と考えます。</p>

2 払込金の法的性格	<p>(ア) 論点1「導入目的」、論点3「収入の使途」、論点7「電波利用料制度との関係」と合わせて検討が必要と考えます。</p> <p>(イ) また、払込金の会計処理について、論点5「制度設計 (2) 具体的な実施方法をどのようにすべきか ⑧落札者における払込金の会計処理方法」と合わせて検討が必要と考えます。</p>
3 収入の使途	<p>(ア) 論点1「導入目的」、論点7「電波利用料制度との関係」と合わせて検討が必要と考えます。</p> <p>(イ) 現行の電波利用料の使途と同等とすることが適当と考えます。特に公共性を有する通信および放送の一層の基盤整備の推進やその設備を社会的要請に基づき早急に強化する(事業性が低く公共性の高い場合等)ための使途とすることは、広く国民の利益に繋がり理解が得られるものと考えます。</p>
4 対象範囲	<p>(ア) オークションの収入(負担)とその使途との公平性の観点で考慮する必要があると考えます。論点1「導入目的」、論点2「払込金の法的性格」、論点3「収入の使途」と合わせて検討が必要と考えます。</p> <p>(イ) 免許の有効期間の度にオークションを適用することは、事業の継続性のみならず、安定したサービスの提供や公共性の維持を阻害する要因にもなりかねないため、再免許の無線局を対象としないことが適当と考えます。</p> <p>(ウ) 対象とする無線局は、オークション制度の適用を前提としたシステムに限定することが適当と考えます。</p>
5 制度設計	<p>(1) 以下のような懸念事項を解決するためにどのような方策をとるべきか</p> <p>【①落札額が高騰しないか】</p> <p>入札額の高騰は新たなコスト負担が発生し、設備投資の抑制につながる可能性があります。この結果、サービスの低下ばかりでなく、新技術の導入を遅らせ関連産業の発展を鈍らせる等の懸念が挙げられます。海外での事例等も踏まえて、携帯電話関連産業全体への影響について検討が必要と考えます。</p> <p>【②公正な競争が歪められないか】</p> <p>料金、サービス等において、事業者間の競争状態はユーザにとって非常に重要なものであり、これを確保するために、特定企業による獲得周波数幅に限度を設ける等、公正競争を確保することが必要と考えます。</p> <p>(2) 具体的な実施方法をどのようにすべきか</p> <p>【①オークション参加資格】</p>

		<p>(ア) オークション制度であっても事業計画の実現性、周波数の能率的な利用等、基本的な要件を満たす者を参加資格とすることが、早期にかつ確実に国民の利便性につながると考えます。</p> <p>(イ) 入札の参加資格を審査する仕組みを設けることについて、検討されることを希望します。</p> <p>【②入札すべき内容】 入札すべき内容は、払込金の絶対額とすることが適当と考えます。</p> <p>【③最低落札価格の設定の是非、設定方法】 論点1「導入目的」、論点3「収入の用途」と合わせて検討が必要と考えます。</p> <p>【④ 入札方法、入札状況の公表方法等】 電子入札システムの開発が伴う場合、高い信頼性やセキュリティ等が要求されることが想定され、これらの構築・維持コストと将来実施されるオークションの頻度等、費用対効果の観点で検討が必要と考えます。</p> <p>【⑤一定のエリアカバー率の義務付け】 大都市部等に偏ったサービスとならないように、エリアカバー率の義務付けは必要と考えます。</p> <p>【⑥ネットワークの他事業者への開放の義務付け】 現行の MVNO ガイドラインを適用することが適当と考えますが、オークションの導入に伴い、MNO と MVNO の権利、義務等の観点で、ガイドライン見直しの可否について検討が必要と考えます。</p> <p>【⑧落札者における払込金の会計処理方法】 論点2「払込金の法的性格」と合わせて検討が必要と考えます。</p> <p>【⑨談合等不正行為の防止方法】 例えば、落札の取り消しや一定期間の入札資格の停止等、オークション制度のなかで罰則を設けることで措置可能と考えます。</p>
6	二次取引	<p>(ア) 単なる投機目的での落札を防止するため、転売について規制を設けることが必要と考えます。</p> <p>(イ) オークション制度化の免許の承継の仕組みについては、検討が必要と考えます。</p> <p>(ウ) 転売以外の二次取引に電波の二次利用(また貸し)についての検討が必要と考えます。</p>
7	電波	<p>(ア) 論点1「導入目的」、論点2「払込金の法的性格」、論点3「収入</p>

	<p>利用料との関係</p>	<p>の用途」と合わせて検討が必要と考えます。</p> <p>(イ) 現行の電波利用料の性格を踏まえながら、オークションを適用した無線局の電波利用料の負担をどうするかについて、慎重な検討が必要と考えます。</p>
	<p>8 免許制度との関係</p>	<p>【①オークションと免許制度の関係の整理】</p> <p>現行の比較審査制度では、開設計画の認定期間中、当該事業計画が排他的に実行できる仕組みとなっています。長期的な設備投資が伴い事業の継続性が求められる携帯電話事業にあっては、オークション制度で得られる権利と免許制度の関係の明確化が必要と考えます。</p> <p>【②免許の有効期間の見直し】</p> <p>オークションで得られる事業計画の認定期間と免許の有効期間は必ずしも一致させる必要はないと考えますが、免許手続きの簡素化を行う等の措置が必要と考えます。</p> <p>(ア) 論点8-①「オークションと免許制度の関係の整理」と合わせて、また、特定基地局の開設計画の認定期間の仕組みを踏まえた検討が必要と考えます。</p>
<p>3. その他 (留意事項や情報提供など)</p>	<p>オークションの対象とする周波数ブロックの決定にあたっては、国際的なブロードバンド化の動きにも対応し、より高速なブロードバンド環境を推進するためにも、ある程度の周波数幅を確保することが重要であり、導入の目的の論点と合わせた検討が必要と考えます。</p>	

提案提出元	株式会社 NTT ドコモ
-------	--------------

項目	ご意見	
1. 周波数オークションを導入する際に検討すべき論点についてどのように考えるか。	別紙1参照	
2. 論点に対してどのように考えるか。	番号	ご意見
		別紙1参照
3. その他 (留意事項や情報提供など)	特になし。	

周波数オークションを導入する際に検討すべき論点について

【追加論点について】

○ オークション後に想定していない有害な干渉が発生した場合の対処

懇談会では、第4世代携帯電話システム以降の周波数オークションの導入が検討されているところであるが、たとえば、第4世代携帯電話システムへの割り当て周波数として、3～4GHz帯が想定されている。これらの帯域については、現在、固定衛星システムなどの既存免許人やサービス利用者が存在する。既存免許人が存在する帯域を周波数オークションの対象とする場合、事前に、既存業務との干渉回避のための検討が充分に行われるものと想定されるが、仮に、オークション実施後に、事前に想定していない干渉問題(国内での干渉問題のほか、近隣諸国との干渉問題の可能性も想定される)が発生した場合、国としてどのような対策を講じるのかについても検討しておく必要がある。

【論点4 対象範囲について】

○ 周波数オークションの対象について

安定的にシステムを運用するためには、隣接帯域との間で有害な干渉が生じないように、事前に技術的な検証を行なうことが必要である。したがって、オークション対象の周波数帯域で運用するシステム、技術の範囲について、ある程度の仮定をおいて事前の技術的検討を行うことになるはずである。このことは、周波数オークションの対象となるシステムの対象が、事前にある程度の範囲で決められるということの意味する。一方で、ICT分野については技術進化のスピードが極めて速いため、免許期間中に、より周波数利用効率の高いシステム、技術が新規開発・実用化される可能性が高い。このような場合、周波数の有効利用を促進するためには、運用者は積極的に新たな技術、システムに置き換えていくべきと考える。オークション時の対象システムの範囲の決め方や、隣接業務への影響を踏まえたうえで、技術の将来拡張の仕方についての検討をしておく必要がある。

○ 再免許時の周波数オークションについて

再免許時にオークションを実施すると、これまで提供していたサービスを中断せざるを得ない状況が発生する可能性がある。あるいは、複数の周波数帯域がオークションにかけられる場合は、事業を継続するための周波数帯域を変更せざるを得ない場合も考えられる。これらの場合、利用者の立場からは、突然サービスが停止

され、利用できなくなることや、端末設備の変更を余儀なくされることが想定される。再免許時の周波数オークション実施については、既存利用者に不利益とならないような配慮が必要である。

【論点5 制度設計について】

○ 事前情報の共有について

周波数オークションを導入する場合、落札希望者は、対象となる周波数帯域の経済的な価値を事前に分析しておく必要がある。一般的には、周波数帯域の経済的価値は、当該帯域の伝搬特性から勘案されることが多いと考えられるが、実際には、伝搬特性だけではなく、隣接業務との関係性や、周波数帯域のグローバル性など、オークション時の個別の条件によっても経済的な価値は変動すると考えられる。したがって、周波数オークション導入にあたっては、事前の公平な情報共有が必要不可欠となる。いかにして事前に国民に公平に情報を共有するのか、事前検討のために、情報公開からオークション開始まで、どの程度の期間を設けるのが適切なのか、具体的にどのような情報を共有すべきなのか、等々の検討が必要である。

○ 周波数オークション導入によるメリット、デメリットを十分に勘案した議論が必要である

一般的に、周波数オークションを導入した場合のメリットとして、国庫収入が増加することが挙げられることがある。これは落札額が高騰すればするほど国庫が潤うということの意味するが、一方で、免許人の負担が増加するということも意味している。免許人の負担が増加すれば、結果として、利用者への負担が増加すること、安定した品質確保や事業継続が困難になること、サービス高度化に遅れが生じること、等へつながることとなる。国の収入増ということと、国民の重要なライフラインの1つである通信サービスの安定的な提供に影響を与える可能性との得失について十分な検討をし、国民にとって適切な制度となるようご議論いただきたい。

以上

提案提出元

株式会社ウィルコム

項目	ご意見
<p>1. 周波数オークションを導入する際に検討すべき論点についてどのように考えるか。</p>	<p>周波数オークションを導入する際に検討すべき論点として、別添2の他、弊社が考える項目（下線付記）を以下のとおり整理致しました。</p> <p>この項目は、本論点整理において非常に重要であり、採用し検討頂くことを要望致します。</p> <p>1 導入目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 電波の経済的価値を反映した負担を求めることによる電波の能率的な利用 ② 免許手続きの透明性確保 ③ 国民共有の財産を国民全体のために活用 <p>2 払込金の法的性格</p> <p>電波を利用するために払込金を支払わなければならない理由は何か。（税、公物占用料、電波利用料等の他制度との切り分けの検討も必要。）</p> <p>3 収入の使途</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 特定財源 ② 一般財源 <p>4 対象範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 無線システム全て(携帯電話、放送、人工衛星等)を対象とするか。 ② 再免許時にオークションを行うか。 <p>5 制度設計</p> <p>(1) 懸念事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 落札額が高騰しないか。 ② 公正な競争が歪められないか(特定の有力事業者による買い占め等)。 ③ 将来的な周波数の迅速な再編に支障を来さないか。 <p>(2)具体的な実施方法</p>

	<p>①オークション参加資格</p> <p>② 入札すべき内容(払込金の絶対額等)</p> <p>③ 最低落札価格の設定の是非、設定方法</p> <p>④ 入札方法、入札状況の公表方法等(システム開発を含む。)</p> <p>⑤ 一定のエリアカバー率の義務付け</p> <p>⑥ ネットワークの他事業者への開放の義務付け</p> <p>⑦ 落札者による払込金の納付方法</p> <p>⑧ 落札者における払込金の会計処理方法</p> <p>⑨ 談合等不正行為の防止方法</p> <p>⑩ <u>導入システムの義務付けの可否</u></p> <p>6 二次取引 二次取引(転売)を認めるべきか。</p> <p>7 電波利用料制度との関係 オークション導入に伴う電波利用料制度の在り方</p> <p>8 免許制度との関係</p> <p>① オークションと免許制度の関係の整理</p> <p>② 免許の有効期間(現行5年)の見直し</p> <p>9 その他</p> <p>①外国資本の位置づけ</p> <p>② <u>定期的な見直し</u></p>							
<p>2. 論点に対してどのように考えるか。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="438 1507 651 1563">番号</th> <th data-bbox="651 1507 1439 1563">意見</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="438 1563 651 1839">1 導入目的</td> <td data-bbox="651 1563 1439 1839"> <p>導入目的を明確にすることによりオークションの在り方が決まるため、導入目的は十分に検討すべきと考えてます。</p> <p>また、オークションの導入の可否については従前の制度との比較、海外の事例等を十分に参考にして検討すべきと考えています。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="438 1839 651 1991">2 払込金の法的性格</td> <td data-bbox="651 1839 1439 1991"> <p>払込金の法的性格の検討は、導入目的を議論していく中で、明確になるものと考えています。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	番号	意見	1 導入目的	<p>導入目的を明確にすることによりオークションの在り方が決まるため、導入目的は十分に検討すべきと考えてます。</p> <p>また、オークションの導入の可否については従前の制度との比較、海外の事例等を十分に参考にして検討すべきと考えています。</p>	2 払込金の法的性格	<p>払込金の法的性格の検討は、導入目的を議論していく中で、明確になるものと考えています。</p>	
番号	意見							
1 導入目的	<p>導入目的を明確にすることによりオークションの在り方が決まるため、導入目的は十分に検討すべきと考えてます。</p> <p>また、オークションの導入の可否については従前の制度との比較、海外の事例等を十分に参考にして検討すべきと考えています。</p>							
2 払込金の法的性格	<p>払込金の法的性格の検討は、導入目的を議論していく中で、明確になるものと考えています。</p>							

3 収入の 使途	収入の使途は、導入目的及び払込金の法的性格によってその選択が変わるので、十分に議論した上で決めるべきであると考えます。
4 対象範囲	<p>デジタル化、ブロードバンド化により、同じシステムで携帯電話、放送、自営通信などがサービスできる時代になってきています。したがって、従来の運用するサービスの種別による切り口ではなく、新たな切り口が必要と考えています。</p> <p>また、国民共有の財産であることから、現時点ではなく、将来にわたって、議論すべきであり、その中では、競合の有無の切り分けも変化していくものと考えています。</p>
5 制度設計 (1)懸念事項	<p>一番、議論すべき問題は、②の公正な競争が歪められないかであり、資金力のある企業による買占め、新規参入への障壁とならないよう公正競争条件の担保された制度設計が必要と考えています。</p> <p>また、制度設計を見直し上で、新しい自由な発想での電波利用により新たな市場が創出できるものとするべきと考えています。</p> <p>①についても織り込み済みとは思いますが、高騰せず、逆に参加者がいない場合等もありえると考えています。</p>
5 制度設計 (2)具体的な 実施方法	<p>新たに付け加えた導入システムの義務付けについては、新たな市場を創出するという観点から緩和する方向と考えています。</p> <p>現行の制度から新しい制度への過渡期の整理をどのようにしていくのか整理することも重要と考えています。</p>
6 二次取引	転売目的の二次取引以外に、承継・譲渡等による二次取引があるため、二次取引自体は、認めざるをえないと考えますが、オークション参加資格を有しない者が取得する等の抜け道がないようルールが必要と考えます。
7 電波利用 料制度との 関係	現行の電波利用料制度とオークション制度の切り分けをしっかりと議論することが重要であり、諸外国の状況も参考に検討するべきであると考えます。
8 免許制度と の関係	免許制度の在り方とオークションが連動すべきかどうか議論すべきと考えます。
9 その他	制度導入後も定期的なメンテナンスをしていく必要があると

		考えます。
3. その他 (留意事項や情報 提供など)	特になし	

以上

提案提出元	ENOTECH Consulting, LLC
-------	-------------------------

項目	ご意見	
1. 周波数オークションを導入する際に検討すべき論点についてどのように考えるか。	<p>別添2の論点項目でほぼ網羅されていると思います。</p> <p>ただし、5. 制度設計については、下記で述べるような、公平でどの周波数にでも利用できる「オークション・プラットフォーム」を設計するための項目と、「携帯電話向け周波数をどのように割り当てて業界をどういう形に持っていか」という「業界政策」のための項目が混ざっていると思います。この2つはきちんと分けて考えるべきです。</p> <p>私は、オークションの導入には賛成であり、オークションにまつわる種々の問題は「制度設計」でかなり回避できると考えています。すでに世界中で非常に多くの周波数オークションが行われており、経験蓄積がありますので、今なら、これらを参考にして日本の事情に合った制度を設計することができます。</p>	
2. 論点に対してどのように考えるか。 (※) 別添2を参照し、該当する論点の番号をご記入ください。項目1で提案した論点については、その番号をご記入ください。	番号	ご意見
	1	<p>オークションの導入は、下記を主目的とすべきと考えます。</p> <p>① 免許手続きの透明性を確保すること</p> <p>② 免許割り当てを迅速に行うこと(貴重な電波を、割り当てが決まらないために遊ばせておくことは国民にとって遺失利益である。迅速に割り当てることで、事業者と国民両方にとり、時間という重大なコストを削減することになる。)</p> <p>なお、上記2つは利害対立せず、同時に達成できると考えます。</p> <p>また、周波数オークション制度を「今」導入する目的としては、「携帯電話の高度成長が終わり、安定した今導入することで大きな混乱を避けて経験を積み、5年後、10年後といった将来に、無線を使った大きな技術革新(携帯に限らず、テレビやその他の全く新しいシステムが生まれてくるかもしれない)が起こった際に、世界に遅れることなく迅速に周波数を割り当て、迅速にシステムを立ち上げることで、長期にわたって日本の技術の国際競争力を確保すること」と考えます。</p>
	4	<p>① 対象範囲は、基本的には競願が発生する無線システムすべてを対象にすべきと考えます。そうしなければ、どれを対象にするかしないかという点に恣意はいりこみ、こ</p>

		<p>れをめぐって利害対立が起こって時間がかかることになり、1. で述べた目的に反し、オークションを導入する意味がなくなるからです。</p> <p>競売の仕組みは、どの周波数帯についても同じ仕組みを使うような「汎用プラットフォーム」を作り、それにすべて載せるようにします。異なる周波数の用途や特徴に合わせたカスタマイズは、プラットフォームに載せる前の「周波数ブロックの構成」「参加条件」「免許取得後の建設義務や他事業者への卸売義務付けの有無」などによって行うことができ、また明らかなルール違反があったと思われる場合には、オークション終了後、最終免許許諾までの間に「異議申立て」期間を設けることができます。これは、現在米国で行われているやり方です。</p> <p>② 再免許時のオークションは、当該事業者が資格剥奪されるほどの問題がある場合を除き、必要ないと考えます。順調に運営されている限りは、無駄な手間とコストをかける必要はないと思います。</p>
5 (1)		<p>制度設計の細かい点については、私にもまだ不明な点が多いですが、大まかなところで、下記について考えを述べます。</p> <p>① 落札額が高騰する心配はしなくてよい。米国などの過去の経緯からすると、参加者が慣れない最初のうちは適正範囲を超えて乱高下することがあるが、比較的すぐに落札額が「周波数の需給状況」をほぼ反映するように収束すると思われる。このためには、人気の高い周波数をいきなり売り出さず、もう少し小さいものから始めることが理想だが、それが無理な場合は、最初の乱高下はある程度覚悟して臨むことになる。</p> <p>② 特定事業者による買い占めを防ぐ必要があるケースでは、「参加ルール」の部分で「落札できる周波数 MHz 上限」を設ける。</p> <p>③ 周波数再編は現在でも困難が伴います。「立退き」を余儀なくされる免許者に対して、オークション時の免許料の一部を補償金に充てるといった方法が可能になり、むしろ再編は迅速にできるようになると思います。</p>

	5 (2)	<p>a. 汎用的なオークション・プラットフォームの設計は、極カシンプルにすべきです。希望する周波数ブロックを指定し、その金額を入力するだけ、とします。(なお、私は米国の「マルチラウンド方式」をモデルに考えていますが、他にもっと適したやり方があるかもしれません。他の例を多く見られている専門家の方のご意見を伺いたいです。) 払込金の納付方法や時期、および談合防止のための施策も、なるべくどの周波数でも同じにできるよう統一し、ルールを簡素化して、繰り返せば参加者が経験値を積めるようにします。</p> <p>b. 参加資格、最低落札価格の有無、設備建設義務、ネットワーク開放義務などは、いずれもオークション・プラットフォームではなく、「個別の周波数帯の目的や状況に合わせて個別に考える」カスタマイズ事項となります。LTE に関して言えば、いくつかの周波数ブロックに「開放義務の有無」「エリアカバー義務の達成時期」など、異なる条件を付与して、「グレードの違う商品」が並んでいる状態にするのがよいと考えます。既存顧客の少ない小規模な事業者や新規参加者は大手と全く同じ条件の周波数幅は必要なく、種々の制約があってより安く入手できることが有利であり、これにより競争状態を無理なく確保できると考えます。</p>
<p>3. その他 (留意事項や情報提供など)</p>	<p>私は、現在はシリコンバレーにて経営コンサルタントをしていますが、1996～98年にはオークションで携帯キャリアへの参入を目指していたベンチャー企業に在籍し、パソコンを使ってオークションへの応札作業もやっています。その前のオークション導入前の検討段階、その後のオークション定着の経緯も業界人の一人として見てきました。</p> <p>私の在籍した企業は、「ベンチャー枠」を落札し、その後倒産したことで有名になったネクストウェーブです。「高騰した免許料を払えずに倒産」した過去の事例として引かれることがありますが、これはオークションそのものの問題ではなく、「ベンチャー枠」参加企業に与えられた「免許料延払い特典」が問題でした。この点につき、オークション制度検討の際にはご理解の上で議論をしていただきたく、お願い申し上げます。</p> <p>なお、補足として正確に言えば、ネクストウェーブは免許料が払えなかったのではありません。免許料は6年後から払えばよく、その前は頭金と利息を払うだけでよかったのですが、その利息の支払いが困難となり、会社</p>	

	<p>更生法適用を申請しました。その後のネクストウェーブとFCCとの係争については、FCCと大手キャリア側の見方から報道されているものがほとんどですが、FCCのほうも相当に無茶なことをしており、どっちもどっち、といった観があります。詳細経緯につき、ネクストウェーブ側から見た事実経緯資料が必要であれば、2002年に私がかかなり詳しく日本語で書き、雑誌に寄稿したものを提供いたします。</p>
--	---

提案提出元	イー・アクセス株式会社
-------	-------------

項目	ご意見
0. 周波数オークション導入に関する議論の前提条件	<p>ア 前提としての公正競争の確保方策について</p> <p>・公正な競争の確保は、市場の寡占化が進みやすい通信市場においては、制度設計で第1に考慮すべき要素である。また、移動体通信事業においては、LTEといったブロードバンドの進展による高速化やトラヒックの拡大が見込まれ、保有する周波数帯の伝搬特性(質)と帯域幅(量)が競争力に直結するため、オークション制度の議論を行う前提として、公正競争を確保するための方策を周波数オークションの導入議論と同時に行うべきである。</p> <p>・現在の移動体通信市場においては、NTTグループやKDDIグループ、ソフトバンクグループといった大手移動体通信事業者が、伝搬特性の良いプレミアムバンドや国際調和のとれた周波数帯を独占しており、公正競争の確保方策の議論なしに周波数オークションが導入される場合、寡占化傾向が強まることは容易に想定できるものであり、これは最終的には、新規参入の停滞による市場のダイナミズムの喪失、価格の高騰や技術革新の鈍化という消費者にとって好ましくない結果を生む可能性が非常に高いものと考えられる。</p> <p>・したがって、公正競争の確保を図るために、海外事例を十分に分析しながら、電波法令においても電気通信事業法と同様に競争促進に関する観点を導入し、その方策を本懇談会において策定すべきと考える。</p>
	<p>イ 国際調和を反映した周波数配置への配慮</p> <p>・周波数オークションの議論に限らず、移動体通信の周波数帯の決定にあたっては、周波数の配置が国際競争力の向上を考慮した上で、可能な限り国際調和が保たれた配置方法とするべきである。オークションが行われる場合においても、この配慮は周波数帯の価値を上げるものとする。</p>
	<p>ウ モバイルトラヒック逼迫対応のための早期割当の実現</p> <p>・昨今のスマートフォン等に代表されるデータ通信ネットワーク利用の活性化やモバイルブロードバンド化により、モバイルのデータトラヒックは増大しており、当社においても周波数幅の拡張による対応は喫緊の課題となっている。ICTの継続的な発展の観点では、必要な周波数については、オークション制度の整備状況に係らず、事業者の需要に応じてできる限り必要な周波数の早期割当を目指すべきである。</p> <p>・なお、本懇談会においては、2010年12月14日の政策決定会合の方針のとおり、2015年以降に実用化見込みの第4世代携帯電話サービスを念頭に置き周波数オークション導入可否を検討すべきである。</p>

<p>1. 周波数オークションを導入する際に検討すべき論点についてどのように考えるか。</p>	<p>ア 検討事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周波数オークションを検討する際には、弊社が考えるだけでも別図に示す程度のそれぞれ相関関係を有する要検討事項があるものとする。 ・オークションを実施するとなった場合に混乱を招かないように、本懇談会においては、オークションの導入ありきの検討ではなく、検討事項を詳細に議論し、オークションの実施の可否を検証すべきである。 	
	<p>イ オークションによって免許人に付与される権利に関する論点の追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オークションによって免許人に付与される権利に関する論点の追加を希望する。 ・オークションによって免許人が得られる権利は、当該帯域の免許そのものであるか、それとも免許申請資格であるか明確にする必要がある。 ・権利の法的位置づけを確定させた後に、オークションに際して価格を付ける対象である電波の内容を明らかにする必要がある。例えば無線局の種類、無線局の目的、電波の型式、周波数、空中線電力その他、電波の内容として確定すべき要素は何か、それらは確定可能か等について現行制度以上に明確化が必要と考える。 	
	<p>ウ 海外事例の調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オークションはその周波数帯では一回性のものであるため、多くの歴史的な反省を活用できることを考慮し、出来る限り多くの国のオークションについて調査するべきと考える。 ・海外の事例の分析にあたっては、国ごとの市場環境(人口密集度、市場の規模、全事業者のシェア、オークション制度を導入した理由、オークション制度があつて実施されていない場合の理由)、公正競争の確保方策、支配的地位の程度が低い事業者が落札した場合には、その理由(利用しづらい周波数であったか、制度的に支配的事業者を排除したか等)、採用されたオークションの方式が結果に与えた影響(例えば、料金水準、技術の進展度合い、設備投資)等について、徹底的に調査を行うことを希望する。 	
<p>2. 論点に対してどのように考えるか</p>	<p>番号</p>	<p>ご意見</p>
	<p>1 導入の目的</p>	<p>導入の目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オークションの場合、一般的には多額の金銭を、(複数年ということも検討項目の1つ)事実上一度に支払うことになる場合は、従来それを予定していなかった事業者、特に小規模な事業者や新規参入予定者に対する影響が極めて大きいことは留意いただきたいと考える。 ・このような大きな制度変更の際には、導入目的を明確にいただき、その目的に沿った権利関係の整理及びその他の負担金である電波利用料との整合性、重複した負担の排

		<p>除といったことを本懇談会で議論いただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・導入目的の検討にあたっては、抽象的な文言の検討にとどめるのではなく、一つ一つの目的について、具体的な内容を吟味してその可否の検証を行うべきである。 ・「電波の経済的価値を反映」とあるが、同じ効用を持つと考えられる電波がオークション実施時期の経済状況の違いによって、ボラティリティが生じることが制度として適切なのかどうか検証すべきであり、オークション制度がより電波の経済的価値を反映した電波割当手段であるのか、現行制度との比較などを慎重に議論すべきであるとする。 ・また、「免許手続きの透明性確保」についても、現行制度との比較などを本懇談会で検証すべきであるとする。 ・「国民共有の財産を国民全体のために活用」も抽象的な表現ではなく、オークション制度と現行制度との比較などを本懇談会で検証すべきである。
	<p>2 払込金の法的性格</p>	<p>払込金の法的性格</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オークションによって免許人に付与する権利の態様によって払込金の性格が規定されるものとするが、検討課題を詳細に洗いだしたうえで、「払込金の法的性格」を検証すべきである。 ・また、払込金の入金以降で入札時には想定外の追加負担が発生しないような措置、例えば干渉対策等の制約事項は予め将来において明示したうえで、入札が行われるべきであるとする考え方もあり、本懇談会による整理が必要である。
	<p>4① オークションの対象</p>	<p>オークションの対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オークション制度を実施するのであれば、競願が発生する免許すべてを対象とする考え方もあるが、特定の分野(例えば地上系移動体通信のみ)とする考え方は公共性の有無といった観点でも合理的な理由とはいえないため、オークションの対象範囲及びその合理的根拠に関する本懇談会での議論を希望する。 ・また、自営無線等、競願は発生しないがビジネスに使用している場合にはオークションの対象とするかしないか、その根拠についても本懇談会での議論を希望する。
	<p>4② 再免許時のオークション</p>	<p>再免許時のオークション導入可否</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業継続に対する期待権を保護すべきであり、再免許時にオークションを実施すべきではないとする考え方、免許期間

		<p>を見直した上で再免許時にオークションを導入すべきとの考え方もあり得るため、本懇談会で議論していただきたい。</p> <p>・ただし、再免許時にオークションを導入するのであれば、既存免許人が再免許時まで投下した資本に対する補填方法や既存割当周波数を使用してサービスを受けている消費者保護等の既存免許人から新免許人への移行の問題も本懇談会で議論すべきと考える。</p>
5(1)② 公正な競争が歪められないか	公正競争の確保	<p>・周波数オークションの導入における公正競争の問題は、一論点で扱う問題ではなく、電気通信事業制度全体で扱うべき問題であり、本意見書の0項「周波数オークション導入に関する議論の前提条件」のア号に記載したとおりである。</p>
5(1)③ 将来的な周波数の迅速な再編への支障	将来的な周波数の迅速な再編への支障	<p>・論点2の4項目目にあるとおり、落札者の立場で考えれば、多額の金銭の支払いが必要となる以上、周波数再編という将来の不確定な部分は極力排除するためにも入札時に明示すべきと考えるが、将来にわたり、無線分野の技術革新を予測する事は不可能であるため、本懇談会にて検証する必要がある。</p>
5(2)① オークション参加資格	オークション参加資格	<p>・オークションの参加資格については、透明性及び公正競争を確保するという観点で、本懇談会で議論いただきたい。</p> <p>・移動体通信市場は、保有する周波数帯の伝搬特性(質)及び帯域幅(量)が競争力に直結している。そのため、既にある周波数帯において一定の帯域幅の免許を有する事業者の参加を制限する総量規制といった仕組みも検討いただきたい。</p>
5(2)② 入札すべき内容(払込金の絶対額等)	入札すべき内容(払込金の絶対額等)	<p>・本意見書第1項第ア号の「オークションによって免許人に付与される権利」を明確にした上での議論が必要と考える。</p>
5(2)③ 最低落札価格の設定の是非、設定方法	最低落札価格の設定の是非、設定方法	<p>・周波数オークションでは、落札額が低ければ低いほど初期投資費用を抑えることが可能となり、消費者に提供する価格も下げることが可能となるため、最低落札価格は設定すべきではないとする考え方や、オークションの入札回数削減や入</p>

		<p>札希望者に一定の価格相場を理解するためにも最低落札価格の設定に肯定的な考え方もあり得るため、本懇談会で整理していただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最低落札価格を設定すべきとなる場合には、海外の事例の十分な分析をもとに、透明性、合理性のある設定手続を本懇談会にて議論、提言していただきたい。
5(2)④ 入札方法、入札状況の公表方法等(システム開発を含む)	<u>入札方法、入札状況の公表方法等(システム開発を含む)</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・海外の事例の十分な分析をもとに、より透明性が担保された方法の議論が必要と考える。
5(2)⑤ 一定のエリアカバー率の義務付け	<u>一定のエリアカバー率の義務付け</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の認定方式では、最低要件を認定指針に定め、比較審査によって、より広いカバー率が達成されるように措置している。 ・オークション方式において、不適切な入札者を排除するためにエリアカバー率を落札者に対する条件として設定するという考え方もあり得るが、エリアカバー率の義務付けの合理性、カバー率の設定方法について本懇談会で議論すべきと考える。
5(2)⑥ ネットワークの他事業者への開放義務付け	<u>ネットワークの他事業者への開放義務付け</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・本意見書の0項「周波数オークション導入に関する議論の前提条件」のア号に記載したとおり、現在は、プレミアムバンド、国際調和バンドといった利用価値の高い周波数については、NTTグループやKDDIグループ、ソフトバンクグループといった大手通信事業者によって独占されている状況。 ・オークションの検討において考慮すべき事項である「公正競争の確保」を踏まえれば、当該周波数を使用したネットワークの周波数割当て事業者(MNO 含む)への開放義務付けに関しても本懇談会にて議論すべきと考える。
5(2)⑦ 落札者による払込金の納付方法	<u>落札者による払込金の納付方法</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・オークション払込金の納付方法については、海外の事例の十分な分析をもとに、落札事業者の事業運営に支障とならない納付方法を検証すべきと考える。
5(2)⑧ 落札者における払込金の会計処理方法	<u>落札者における払込金の会計処理方法</u>	

<p>札者における払込金の会計処理方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・オークション払込金の会計処理方法は、オークションによって認められる権利に関する議論をベースに、会計実務、税務を考慮した方法とその可否を検証すべきと考える。
<p>5(2)⑨ 談合等不正行為の防止方法</p>	<p><u>談合等不正行為の防止方法</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外の事例の十分な分析をもとに、オークションの具体的方法に関する可否の検証を本懇談会にて行うべきと考える。
<p>6 二次取引</p>	<p><u>二次取引は多岐に渡る議論が必要</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行制度においても、全部であれば総務大臣の許可により譲渡が可能であることを考慮すると、オークションにより取得された周波数帯の免許人の権利を現行よりも強いものとするれば、二次取引を認めることが適当ではないかと考えるものの、この二次取引の態様には、全部譲渡又は一部譲渡のほか、全部又は一部についての使用权の設定(貸借)も考えられるため、本懇談会で詳細に議論して頂きたいと考える。 ・その際には、投機によるサービス開始の遅れの防止といった観点も考慮する必要がある。 ・また、二次取引における電気通信紛争処理委員会等によるあっせんや仲裁制度の活用も本懇談会で議論されることが必要である。 ・二次取引に関する議論は、オークション対象外の周波数への適用可能性についても、あわせて本懇談会で議論されるべきと考える。
<p>7 電波利用料制度との関係</p>	<p><u>外国電波利用料制度との関係</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度の創設により多額の金銭の支払いが必要となる以上、これに見合った財産権を認めるべきであり、電波利用料の支払いは不要とすべきという考え方と、その一方で電波利用料制度は、電波の共益費用との目的に鑑みれば、オークション払込金に関係なく負担するとの考え方もあり、本懇談会で整理すべき事項と考える。
<p>8② 免許の有効期間(現行5年)の見直し</p>	<p><u>免許の有効期間に関する議論</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・落札額の検討には、何年で回収が可能かの考慮が不可欠であり、免許の有効期間と再免許の確実性が確保されることが重要であるため、有効期間を長期化するか、再免許の確実性が確保される制度の検証が必要である。

		<ul style="list-style-type: none"> ・その一方で、免許の有効期間を長期化することにより、周波数の柔軟な配置への支障とならない仕組み作りも合わせて、本懇談会で議論することも必要である。 ・海外の事例の十分な分析をもとに、適切な有効期間の議論が必要である。
	9 その他	<p>外国資本のオークション参加資格</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国資本の位置づけについては、現行制度上の問題が生じていないため、現行通りとすべきでとの考え方もあるが、導入目的に照らして本懇談会にて議論いただきたい。
3. その他 (留意事項や情報提供など)		<p><u>ア 意見書論点の早期公表</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本意見書で提出された検証すべき具体的な各論点については、早期公表を希望する。 <p><u>イ オークション制度の報告書</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・オークション制度の議論は、これまでの電波免許に抜本的な変更を加えるものと考えられるため、制度に関する予測性を確保するためにも、オークション制度の是非にかかわらず、十分な詳細検討がなされた報告書であることを期待する。 ・なお、検討の結果、オークション制度導入を行うこととする場合には、懇談会の報告書には、法律案要綱をまとめることを希望する。

周波数オークションで検討が必要と考えられる事項

周波数オークション

払込金の性格

- 税の基本的性格との整合性
 - 財産税？
 - 公的占用料
 - 電波利用料との関係

対象範囲

- 通信(地上)
- 通信(衛星)
 - 競願の発生しうる免許
- 放送
 - 再免許時のオークション
- 行う
 - 新規事業者の参入可能性
- 行わない
 - 市場の活性化が望めない？

用途

- 一般財源
- 特定財源

電波利用料

- 共益費用のあり方

二次取引

- 取引時の条件設定(義務の承継)

その他

- 外国資本比率
- 通信(地上)
 - 制限なし
- 通信(衛星)
 - 制限あり
- 放送
 - 制限あり

免許

- 権利
 - 権利の態様(財産権的/時限的/無線局免許)
 - 資産性
 - 償却可能性
 - GAAPとの整合性
 - 損金算入？
 - 税務処理
- 技術開発への影響
- 海外事例
 - 米国
 - 英国
 - オーストラリア
 - ドイツ
 - 所有権に近い？
- 義務
 - エリアカバー
 - MVNO提供
 - 混信回避
 - 電磁環境
 - 違反に対する罰則
 - 既存免許との関係
 - 免許期間

制度設計

- 懸念点
 - 落札額の高騰 (Winner's Curse)
 - オークション実施手法による回避？
 - 公正競争(特定の事業者によって独占されないか)
 - 競争レビュー
 - 周波数の取得制限(クォータ)
 - MVNO提供義務
 - 補償の考え方
 - 迅速な周波数再編への支障
 - 周波数帯「収用」
 - 代替周波数
 - 米国 Incentive Auction
 - 再編への協力の義務付け
- 実施方法
 - 参加資格
 - 事業経験
 - 保証金納付の有無
 - 入札内容
 - 入札金額
 - 事業計画の提出有無？
 - 納付の確実性の検証？
 - カバー率
 - 最低落札価格の設定の是非、設定方法
 - 設定
 - 設定方法、妥当性の検証
 - 設定しない
 - 入札方法、入札方法の公表等(システム開発を含む)
 - 諸外国のオークションシステム
 - 一定のエリアカバー率の義務付け
 - 義務付け
 - 任意(市場に任せる)
 - ネットワークの他事業者への開放の義務付け
 - 義務付け
 - 独占・寡占事業者のみ義務付け
 - プレミアムバンド保有事業者のみ義務付け
 - 義務付けしない
 - 払込金の納付方法
 - 保証金
 - 一括/複数回
 - 払込金の会計処理
 - 権利金
 - 償却可能性
 - 損金算入
 - 談合等不正行為の防止方法
 - 罰則
 - オークション実施手法による回避？

目的

- 法人税との一種の競合？
 - 政府収入の確保
- 入札の前提: 需要に対する資源の欠乏
 - 経済的価値を反映した電波の有効利用
- 市場状況
 - 落札金額の多寡 ≠ 入札の成功
- 入札の実施方法
 - 免許手続の透明性確保
 - 「貸す」
 - 「売る」
 - 国民共有の財産の活用
 - 「commons」、「政府用」周波数との関係